

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【事業年度】	第95期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	常磐興産株式会社
【英訳名】	Joban Kosan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 井上 直美
【本店の所在の場所】	福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
【電話番号】	0246(43)0569(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区東日本橋三丁目7番19号
【電話番号】	03(3663)3411(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生
【縦覧に供する場所】	常磐興産株式会社 東京本社 (東京都中央区東日本橋三丁目7番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東京本社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第91期 平成21年3月	第92期 平成22年3月	第93期 平成23年3月	第94期 平成24年3月	第95期 平成25年3月
売上高(百万円)	54,320	34,738	33,240	29,626	46,776
経常利益又は経常損失() (百万円)	865	1,030	368	2,228	1,216
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,146	486	367	8,853	2,577
包括利益(百万円)	-	-	663	8,656	3,082
純資産額(百万円)	15,623	15,968	15,119	9,462	12,536
総資産額(百万円)	52,938	53,209	52,015	57,662	59,437
1株当たり純資産額(円)	187.31	191.45	180.71	70.94	106.70
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 () (円)	14.87	5.68	5.06	112.52	29.55
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	14.65	-	-	-	20.97
自己資本比率(%)	29.5	30.0	29.0	16.4	21.0
自己資本利益率(%)	7.9	3.1	-	-	23.5
株価収益率(倍)	10.29	24.49	-	-	6.36
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	2,784	1,360	1,591	2,770	961
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	477	909	3,841	1,127	1,018
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	2,384	8	382	9,668	343
現金及び現金同等物の期末残 高(百万円)	5,824	6,267	3,634	9,406	8,876
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	544 [468]	494 [451]	480 [394]	445 [146]	443 [351]

(注) 1. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第92期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第93期及び第94期は、潜在株式は存在するものの1株当たり純損失金額であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第91期 平成21年3月	第92期 平成22年3月	第93期 平成23年3月	第94期 平成24年3月	第95期 平成25年3月
売上高(百万円)	46,174	31,385	29,843	25,990	43,448
経常利益又は経常損失() (百万円)	645	788	157	2,455	1,000
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,566	308	43	9,086	2,387
資本金(百万円)	11,183	11,183	11,183	2,141	2,141
発行済株式総数(株)	普通株式 79,598,912 第1回A種 優先株式 3,500,000	普通株式 79,598,912 第1回A種 優先株式 3,500,000	普通株式 79,598,912 第1回A種 優先株式 3,500,000	普通株式 79,598,912 第1回A種 優先株式 70,000 第1回B種 優先株式 300,000	普通株式 79,598,912 第1回A種 優先株式 70,000 第1回B種 優先株式 300,000
純資産額(百万円)	14,701	14,856	14,393	8,504	11,390
総資産額(百万円)	46,292	47,778	49,539	54,748	56,613
1株当たり純資産額(円)	175.74	177.50	171.77	59.12	92.55
1株当たり配当額(内1株当 たり中間配当額)(円)	普通株式 2.00 (-) 第1回A種 優先株式 5.12 (-)	普通株式 2.00 (-) 第1回A種 優先株式 10.00 (-)	普通株式 - (-) 第1回A種 優先株式 - (-)	普通株式 - (-) 第1回A種 優先株式 - (-) 第1回B種 優先株式 - (-)	普通株式 - (-) 第1回A種 優先株式 1,707.20 (-) 第1回B種 優先株式 708.04 (-)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 ()(円)	20.41	3.44	0.10	115.45	27.16
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	20.02	-	-	-	19.43
自己資本比率(%)	31.8	31.1	29.1	15.5	20.1
自己資本利益率(%)	11.8	2.1	0.3	-	24.0
株価収益率(倍)	7.50	40.38	768.79	-	6.92
配当性向(%)	9.8	58.1	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	351 [422]	349 [403]	346 [359]	320 [111]	326 [313]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第92期及び第93期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第94期は、潜在株式は存在するものの1株当たり純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第91期において、普通株式並びに第1回A種優先株式、第94期において第1回B種優先株式を発行しております。なお、内容等に関しては、「第4 提出会社の状況 (1) 株式等の総数等、発行済株式」及び「(5) 発行済株式総数、資本金等の推移」をご参照ください。

4. 第95期の1株当たりA種優先株式及び1株当たりB種優先株式の配当額には、累積配当金を含めて表示しております。なお、内容に関しては、「第4 提出会社の状況 3. 配当政策」をご参照ください。

2【沿革】

- 昭和19年3月 磐城炭礦株式会社と入山採炭株式会社の両社が合併し、常磐炭礦株式会社を東京都中央区銀座に設立
資本金3,150万円
- 昭和19年9月 神の山炭礦株式会社及び中郷無煙炭礦株式会社を合併
- 昭和24年5月 東京証券取引所上場
- 昭和28年3月 双葉貨物自動車株式会社を設立（現 常磐港運株式会社 連結子会社）
- 昭和36年12月 小名浜港石炭荷役株式会社を設立（現 常磐港運株式会社 連結子会社）
- 昭和38年3月 株式会社常磐製作所を設立（現 連結子会社）
- 昭和45年7月 常磐湯本温泉観光株式会社（現 レジャーリゾート事業部門）を合併するとともに石炭生産部門を昭和45年5月設立の新常磐炭礦株式会社（昭和45年7月常磐炭礦株式会社と商号変更）に営業譲渡し、商号を常磐興産株式会社と改め再発足
- 昭和48年6月 株式会社東北造園設計事務所を設立（現 株式会社クレストコーポレーション）
- 昭和50年4月 常磐紙業株式会社を合併
- 昭和53年6月 いわき紙器株式会社を設立
- 昭和57年10月 常磐コンクリート工業株式会社を合併
- 昭和60年9月 常磐炭礦株式会社を合併
- 平成元年1月 株式会社常磐エンジニアリングを設立
- 平成元年10月 常磐興産倉庫株式会社を合併
- 平成2年7月 常磐プラスチック工業株式会社を設立
- 平成2年12月 株式会社クレストビルを設立（平成17年11月 株式会社JKリアルエステートに商号変更）
- 平成3年5月 株式会社ホテルクレスト札幌を設立
- 平成4年10月 バキューム・コンクリート株式会社を合併
- 平成5年12月 株式会社テクノ・クレストを設立
- 平成7年2月 株式会社シーエス・メンテックを設立（平成17年6月 常磐メンテック株式会社に商号変更）
- 平成8年9月 株式会社ジェイ・アイ・ピーを設立
- 平成14年1月 常磐興産ピーシー株式会社を設立（現 連結子会社）
- 平成14年8月 PC事業部門を常磐興産ピーシー株式会社に吸収分割
- 平成14年10月 包装事業部門を新設分割することにより、常磐パッケージ株式会社を設立
- 平成14年10月 ときわ流通株式会社と小名浜港セメント荷役株式会社が合併することにより、常磐港運株式会社を設立（現 連結子会社）
- 平成15年8月 本店所在地を福島県いわき市に移転
- 平成17年3月 株式会社常磐製作所が、常磐製鋼原料株式会社を吸収合併
- 平成17年4月 株式会社ジェイ・ケイ・レストランサービス、株式会社ジェイ・ケイ・スタッフ、株式会社クレストヒルズの業務内容を直営化し、上記3社を連結対象から除外
- 平成17年5月 株式会社山海館を合併
- 平成18年2月 開発事業部門を株式会社JKリアルエステートに吸収分割
- 平成18年2月 株式会社茨城サービスエンジニアリングの全株式を譲渡し、連結対象から除外
- 平成18年3月 株式会社クレストコーポレーションの全営業内容を、株式会社JKリアルエステートへ承継
- 平成18年3月 株式会社ジェイ・ケイ・スタッフの清算が終了
- 平成19年3月 減資、株式併合、第三者割当増資により、株式会社常磐エンジニアリングを連結対象から除外
- 平成19年3月 常磐メンテック株式会社の清算が終了
- 平成19年4月 株式会社クレストコーポレーションを連結対象から除外
- 平成19年9月 常磐興産ピーシー株式会社の一部事業譲渡等を決定
- 平成20年4月 株式会社テクノ・クレストの全株式を譲渡し、連結対象から除外
- 平成20年10月 常磐パッケージ株式会社の全株式を譲渡し、これに伴い同社子会社3社（いわき紙器株式会社、株式会社ジェイ・アイ・ピー、常磐プラスチック工業株式会社）とも異動し、連結対象から除外
- 平成22年4月 株式会社JKリアルエステートを吸収合併
- 平成24年4月 株式会社ホテルクレスト札幌を連結対象から除外

3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（子会社8社、関連会社2社により構成）においては、観光事業、卸売業、製造関連事業、運輸業の4部門に係る事業を主として行っており、そのサービスは多種にわたっております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

また、次の4部門は「第5 経理の状況 1. (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（観光事業）

当社が「スパリゾートハワイアンズ」・「クレストヒルズゴルフ倶楽部」・「山海館」を経営しております。なお、「山海館」につきましては震災の影響等により休館中であります。

（卸売業）

当社が、石炭・石油類・その他商品の販売を行っております。

（製造関連事業）

(株)常磐製作所が機械、鋳物の製造を行っております。

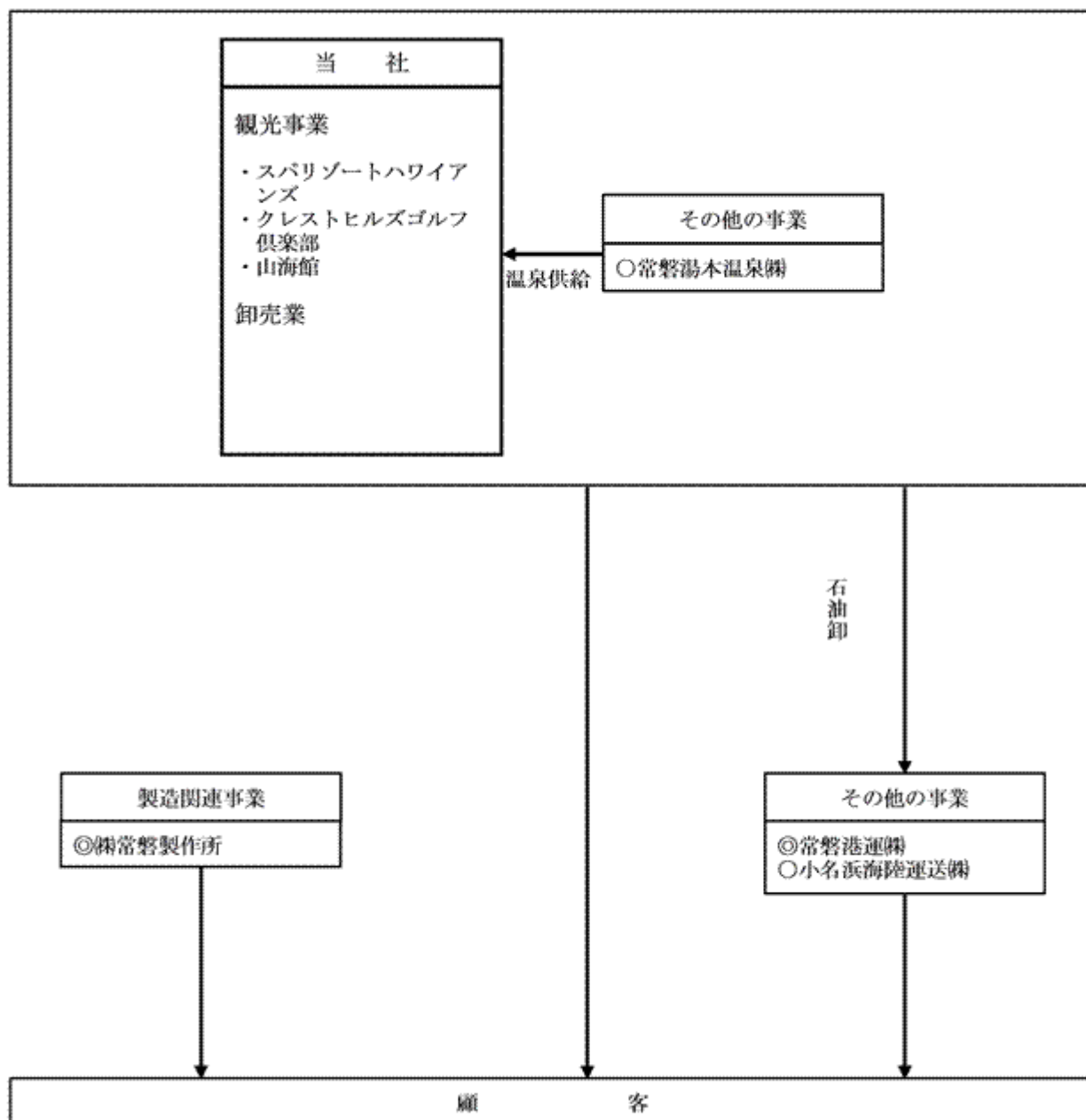
（運輸業）

常磐港運(株)、小名浜海陸運送(株)（持分法適用関連会社）が運輸を行っております。

（その他）

常磐湯本温泉(株)（持分法適用関連会社）が温泉の揚湯及び給湯業を行っており、当社の経営する「スパリゾートハワイアンズ」に対しても温泉を供給しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- ◎ 連結子会社
- 持分法適用関連会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株)常磐製作所	福島県いわき市	60	製造関連 事業	98.0	役員の兼任 : 2名 資金の援助 : 貸付金600百万円 営業上の取引 : なし 設備の賃貸借 : なし
常磐興産ピーシー株) 注2	福島県いわき市	10	全社 (共通) 注3	100.0	役員の兼任 : なし 資金の援助 : 貸付金1,410百万円 営業上の取引 : なし 設備の賃貸借 : なし
常磐港運株)	福島県いわき市	64	運輸業	98.1	役員の兼任 : 3名 資金の援助 : 貸付金209百万円 営業上の取引 : 石油類の販売 設備の賃貸借 : なし
(持分法適用関連会社) 常磐湯本温泉株)	福島県いわき市	150	その他 (温泉供給)	50.0	役員の兼任 : 6名 資金の援助 : なし 営業上の取引 : 温泉供給 設備の賃貸借 : なし
小名浜海陸運送株)	福島県いわき市	150	その他 (運輸業)	17.4	役員の兼任 : 2名 資金の援助 : なし 営業上の取引 : 通関業務の代行 設備の賃貸借 : なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 債務超過会社であります。

3. 清算会社であり、事業を行っておりません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
観光事業	287[310]
卸売業	14 [2]
製造関連事業	39 [5]
運輸業	78 [33]
全社(共通)	25 [1]
合計	443[351]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
326[313]	43.4	15.6	3,902,335

セグメントの名称	従業員数(人)
観光事業	287[310]
卸売業	14 [2]
全社(共通)	25 [1]
合計	326[313]

- (注) 1. 平均年間給与は基準外賃金及び賞与金を含んでおります。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

(株)常磐製作所の労働組合は、全日本民間労働組合連合会傘下であり、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費等底堅さを維持するなど緩やかな持ち直しの動きがみられ、年度後半には新たな経済政策への期待感から株価上昇や円安等景気回復の兆しがみられましたものの、低迷する雇用・所得環境や海外経済の減速懸念・金融不安等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

観光業界において国内旅行需要は回復傾向にありますものの、福島県内においては依然として厳しい状況にあります。

このようななか、スパリゾートハワイアンズは震災からの復旧整備が平成24年12月末に完了し全面操業となりました。復興に向け地域と一体となった営業戦略を展開するとともに各方面からの厚いご支援等に支えられ、お客様の来場者数は震災前の状況まで回復することができました。

卸売業及び運輸業につきましては堅調に推移し増収増益となりましたものの、製造関連事業は厳しい状況となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は467億76百万円（前期比171億49百万円、57.9%増）、営業利益は16億41百万円（前期は営業損失15億45百万円）、経常利益は12億16百万円（前期は経常損失22億28百万円）、当期純利益は復興補助金や受取補償金等を特別利益に、また減損損失を特別損失に計上したこと等により、25億77百万円（前期は当期純損失88億53百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

[観光事業]

スパリゾートハワイアンズの日帰り部門につきましては、テレビCMを本格的に再開する一方、夏休みに「ポリシヨイサーカス空中ブランコ」、秋には「洋らんフェア」、冬休みには人気キャラクターによる「スマイルステージ・パラダイス」等の多彩なイベントを実施いたしました。また、1月には“イムア・未来へ”と銘打ち、グランドポリネシアンショーをリニューアルするなど集客に努めました結果、利用人員は1,408千人（前期比1,034千人、277.0%増）、一人あたりの利用単価は3,403円（前期比1,256円、58.5%増）となりました。

宿泊部門につきましては、新ホテル“モノリスタワー”の稼働に加え、旅行会社との連携が奏功し、特にシニア層や団体客等の利用が増加しました結果、利用人員は382千人（前期比297千人、348.1%増）、一人あたりの利用単価は15,517円（前期比1,384円、9.8%増）となりました。

クレストヒルズゴルフ倶楽部につきましては、首都圏からの利用者数の増加等により、利用人員は55千人（対前期比18千人、51.8%増）となりました。

この結果、当部門の売上高は116億16百万円（前期比88億75百万円、323.8%増）、営業利益は18億13百万円（前期は営業損失12億69百万円）となりました。

[卸売業]

石炭・石油両部門につきましては主要納入先である電力会社向け販売数量が増加し、いずれも増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、314億65百万円（前期比85億54百万円、37.3%増）、営業利益は、2億76百万円（前期比64百万円、30.6%増）となりました。

[製造関連事業]

中国等の経済減速等の影響を受け、建設機械向け製品等の販売数量が減少し、船舶用モーターの販売単価も下落いたしました。

この結果、当部門の売上高は16億29百万円（前期比4億52百万円、21.7%減）、営業利益は96百万円（前期比92百万円、49.0%減）となりました。

[運輸業]

港湾運送部門につきましては主に電力会社向け石炭輸送が増加し、石油小売部門につきましても販売数量が増加いたしました。

この結果、当部門の売上高は20億64百万円（前期比1億71百万円、9.1%増）、営業利益は66百万円（前期比30百万円、84.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、88億76百万円と前連結会計年度末に比べ5億30百万円減少いたしました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は、9億61百万円（前年同期は27億70百万円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益26億33百万円の計上、減価償却費13億62百万円、仕入債務の増加額8億16百万円、その他流動負債の増加額7億89百万円、補助金の受取額5億9百万円であった一方で、復興補助金12億9百万円、売上債権の増加額7億44百万円、たな卸資産の増加額7億25百万円、災害損失の支払額23億41百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は、10億18百万円（前年同期は11億27百万円の使用）となりました。これは主に、固定資産の取得11億5百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は、3億43百万円（前年同期は96億68百万円の獲得）となりました。これは主に、ファイナンス・リース債務の返済3億40百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	前年同期比(%)
製造関連事業(百万円)	1,370	79.9
合計(百万円)	1,370	79.9

- (注) 1. 金額は、販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
 2. 上記以外の事業(「観光事業」「卸売業」「運輸業」)につきましては、非製造業のため、生産実績はありません。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
製造関連事業	1,503	80.7	254	67.0
合計	1,503	80.7	254	67.0

- (注) 1. セグメント間の内部振替前の数値によっております。
 2. 上記以外の事業(「観光事業」「卸売業」「運輸業」)につきましては、非製造業のため、受注高及び受注残高はありません。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	前年同期比(%)
観光事業(百万円)	1,065	509.4
卸売業(百万円)	31,576	137.6
合計(百万円)	32,641	141.0

- (注) 1. セグメント間の内部振替前の数値によっております。
 2. 観光事業においては、その他商品の仕入を、卸売業においては石炭・石油類、その他製品の仕入を行っております。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	前年同期比(%)
観光事業(百万円)	11,616	423.8
卸売業(百万円)	31,465	137.3
製造関連事業(百万円)	1,629	78.3
運輸業(百万円)	2,064	109.1
合計(百万円)	46,776	157.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
常磐共同火力㈱	17,383	58.7	20,860	44.6
東北電力㈱	2,963	10.0	-	-

3. 販売実績が総販売実績の100分の10未満の相手先については記載を省略しております。

4. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

今後の見通しにつきましては、景気は経済対策や金融政策の効果等により回復への期待感が高まりますものの、海外経済の減速による下振れ懸念や低迷する雇用・所得環境等により先行き不透明な状況で推移していくものと予想されます。

このような経営環境のなか、観光事業につきましては全国学校キャラバン「フラガールきづなスクール」を展開して福島をアピールするとともに、公共機関とタイアップして福島県内の様々な地域を巡る周遊型の観光商品を設定するなど県内観光産業の活性化に引続き注力してまいります。

卸売業をはじめとするその他の事業につきましては、価格競争力の強化や新規開拓等による受注確保に努めるとともにコストの削減を進め収益の増大に傾注してまいります。

当社グループといたしましては、復興中期計画の前倒しによる早期実現を目指し、さらなる収益の向上に努めるとともに、今後も経営の効率化及び一層の経費削減に取り組み財務体質の改善を推進し、経営基盤の強化を図って企業価値を高めてまいります所存でございます。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営活動において財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性のあるリスクは、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において、当社グループが判断したものであります。

(1) 衛生管理について

当社グループはホテル事業を営んでおりますが、お客様に安全な食品を提供するために、保健所で行ってまいります衛生検査のみならず、食品衛生専門部署を設置し、専門員を配置するなど必要に応じ随時様々な検査を実施しております。温泉施設におきましても、各浴槽は自動塩素滅菌装置を設置しコンピューターによる常時監視記録を行っております。厚生労働省の衛生管理の指針で定められている年1回以上の浴槽水質検査を実施し、結果を保健所に報告しております。

さらに、こうした管理に加え衛生コンサルタントによる外部チェックも実施する等、食品衛生及び環境衛生の管理については経営の最重要課題として今後とも取り組んでまいります。

当社グループは、一層衛生管理に留意していく方針であります。近年の食品及び食品素材に関する安全性に対する意識の高揚により、仕入先における添加物の使用の有無等食品製造工程に対する不信等の社会的問題が発生した場合、また当社グループによる重大な食品事故が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報の管理について

当社グループの基幹事業は、サービス業であり顧客の機密情報に触れる機会が多いことから、機密を保持するために、個人情報取扱に関する従業員教育を実施するとともに外注先企業に対しては機密保持契約の締結を行う等対策を講じております。さらに、システムの見直しを進めるとともに、個人情報については担当者は常に知り得る立場にあることから、こうした社員に対し徹底したモラル教育を行ってまいります。

しかしながら、万一情報が漏洩するような事態が発生しますと、顧客からのクレームはもちろん損害賠償請求の対象にもなりかねず、さらには当社グループの社会的信用は失墜しその後の事業展開や財務状態に影響を与える可能性があります。

(3) 製造物責任について

当社グループが提供する商品等には、提供時点では発見できない何らかの欠陥が存する可能性があります。提供商品については、内部で検査し欠陥を未然に発見するよう努めておりますが、万が一後に欠陥が発見され顧客に深刻な損失をもたらした場合、当社グループの収益や社会的評価、信頼が低減するのみならず、利用者の減少や補償負担の増加等を生じさせ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定顧客への依存について

当社グループにおきましては、平成24年度は特定会社1社からの受注が売上高全体の4割超を占めております。

したがって、今後同社の事業方針の変更があった場合や競合他社の競争力が高まった場合、さらには当社が商品を納入するに当たって同社の信頼を損なうような問題を発生させた場合等、何らかの事情により同社との取引が大幅に減少もしくは喪失する事態となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 建設業における訴訟リスクについて

当社グループは、瑕疵担保責任、製造物責任、独占禁止法等に抵触した場合、訴訟を提起される可能性があり、その動向により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害について

地震等による自然災害によって、当社グループの拠点に甚大な損害を受ける可能性があります。当社グループの最大の経営資源である温泉が地震等により枯渇するような事態に至った場合やその施設が崩壊してしまう場合には、当社グループの基幹事業が壊滅的な損害を被ることになり、さらに地震等により再び東京電力福島原子力発電所に事故が発生する事態となれば風評被害等による顧客が減少する等、当社グループの経営に相当の影響を及ぼす可能性があります。また、他の製造部門におきましても、操業が中断し、生産および出荷が遅延する等売上に影響を及ぼし、さらには製造部門の修復等の多大な費用を要する可能性があります。

(7) 金利の変動リスクについて

当社グループは、金融機関等から資金調達しており、変動金利で調達している部分があります。

今後、引続き財務体質の改善に努めてまいります。急激かつ大幅な金利変動が生ずれば、金利負担という事業経費の増大を招来し、財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(8) 固定資産の減損について

当社グループは、今後一層の時価下落や資産の収益性悪化等により減損損失を認識した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 株式売却に伴う株価の変動について

当社の株式を保有している企業の中には、保有株式を売却し削減する予定である旨公表している企業があり、こうした企業による売却により他の企業の当社株式売却が誘発促進されることも想定されます。こうして当社株式の多くが急激に売却された場合には、当社株式の株価に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状況の分析

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ17億74百万円増加し、594億37百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金・たな卸資産の増加によるものであります。負債につきましては、前連結会計年度末に比べ12億99百万円減少し、469億00百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金・災害損失引当金の減少によるものであります。純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ30億73百万円増加し、125億36百万円となりました。これは主に、当期純利益の計上によるものであります。

(2) 経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は467億76百万円（前期比171億49百万円、57.9%増）、営業利益は16億41百万円（前期は営業損失15億45百万円）、経常利益は12億16百万円（前期は経常損失22億28百万円）、当期純利益は復興補助金や受取補償金等を特別利益に、また減損損失を特別損失に計上したこと等により、25億77百万円（前期は当期純損失88億53百万円）となりました。

観光事業は、スパリゾートハワイアンズが、昨年12月末に震災からの復旧整備が完了し全面操業となったことや地域と一体となった営業戦略を展開するとともに各方面からのご支援に支えられ、来場者数は震災前の状況まで回復することができました。

日帰り部門につきましてはテレビCMを本格的に再開し、各種多彩なイベントを実施するとともに本年1月には“イムア・未来へ”と銘打ってグランドポリネシアンショーをリニューアルするなど集客に努めましたことにより、利用者数（利用人員）は前期比1,034千人、277.0%増の1,408千人、宿泊部門につきましては、新ホテル“モノリスタワー”の稼働に加え、旅行会社との連携が奏功し、特にシニア層や団体客等が増加しましたことにより、前期比297千人、348.1%増の382千人となりました。

この結果、当部門の売上高は116億16百万円（前期比88億75百万円、323.8%増）、セグメント利益は18億13百万円（前期はセグメント損失12億69百万円）となりました。

卸売業は、石炭・石油両部門ともに主要納入先への販売数量が増加し、増収となりました。

この結果、当部門の売上高は314億65百万円（前期比85億54百万円、37.3%増）、セグメント利益は2億76百万円（前期比64百万円、30.6%増）となりました。

製造関連事業は、中国等の経済減速等の影響を受け、建設機械向け製品等の販売数量が減少し、船舶用モーターの販売単価も下落いたしました。

この結果、当部門の売上高は16億29百万円（前期比4億52百万円、21.7%減）、セグメント利益は96百万円（前期比92百万円、49.0%増）となりました。

運輸業は、主に電力会社向け石炭輸送が増加し、石油小売部門につきましても販売数量が増加いたしました。

この結果、当部門の売上高は20億64百万円（前期比1億71百万円、9.1%増）、セグメント利益は66百万円（前期比30百万円、84.7%増）となりました。

上記の理由により、経常利益は12億16百万円（前期は経常損失22億28百万円）、当期純利益は復興補助金や受取補償金等を特別利益に、また減損損失を特別損失に計上したこと等により、25億77百万円（前期は当期純損失88億53百万円）となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、88億76百万円と前連結会計年度末に比べ5億30百万円減少いたしました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は、9億61百万円（前年同期は27億70百万円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益26億33百万円の計上、減価償却費13億62百万円、仕入債務の増加額8億16百万円、その他流動負債の増加額7億89百万円、補助金の受取額5億9百万円であった一方で、復興補助金12億9百万円、売上債権の増加額7億44百万円、たな卸資産の増加額7億25百万円、災害損失の支払額23億41百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は、10億18百万円（前年同期は11億27百万円の使用）となりました。これは主に、固定資産の取得11億5百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は、3億43百万円（前年同期は96億68百万円の獲得）となりました。これは主に、ファイナンス・リース債務の返済3億40百万円によるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における基幹事業である観光事業を中心に1,197百万円の設備投資をいたしました。
 観光事業におきましては、ホテルの補修及び設備の維持更新を中心に1,039百万円の設備投資を実施いたしました。
 製造関連事業におきましては、設備の取得・維持を中心に56百万円を実施いたしました。
 運輸業におきましては、運送部門を中心に94百万円の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成25年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 [面積千㎡]	リース資産	その他		合計
スパリゾートハワイアンズ (福島県いわき市)	観光事業	リゾート施設	12,888	400	5,166 [690]	1,327	97	19,880	253 (298)
クレストヒルズゴルフ倶楽部 (福島県いわき市)	観光事業	ゴルフ場	1,099	43	8,100 [821]	1	20	9,264	19 (25)

- (注) 1. 従業員数の欄の()内は、臨時員数で外数であります。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、無形固定資産であります。
 3. 「山海館」につきましては震災の影響等により休館中であります。

(2) 国内子会社

(平成25年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 [面積千㎡]	リース資産	その他		合計
(株)常磐製作所	いわき工場 (福島県いわき市)	製造関連 事業	機械等製 造設備	139	36	764 [95]	65	11	1,017	39 (6)
常磐港運(株)	小名浜営業所 (福島県いわき市)	運輸業	運送業施 設	14	25	66 [3]	43	0	149	28 (18)

- (注) 1. 従業員数の欄の()内は、臨時員数で外数であります。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品であります。
 3. 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	土地面積 [面積千㎡]	年間賃借及 びリース料 (百万円)
(株)常磐製作所	いわき工場 (福島県いわき市)	製造関連事業	旋盤等設備(所有権移 転外ファイナンス・ リース)	-	24
常磐港運(株)	常磐営業所 (福島県いわき市)	運輸業	運輸業におけるトラッ ク等(所有権移転外 ファイナンス・リー ス)	-	4

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	159,630,000
第1回A種優先株式	70,000
第1回B種優先株式	300,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	79,598,912	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注)1.
第1回A種優先 株式 (当該優先株式 は行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等で あります。)	70,000	同左	非上場	(注)2~4
第1回B種優先 株式 (当該優先株式 は行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等で あります。)	300,000	同左	非上場	(注) 2~3、5
計	79,968,912	同左	-	-

(注)1. 権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

毎月1日(ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の92%

- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- 取得価額の下限
- A種優先株式：86円
- B種優先株式：41円
- 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- A種優先株式：8,139,534株（平成25年6月28日現在の普通株式の発行済株式総数の10.23%）
- B種優先株式：73,170,731株（平成25年6月28日現在の普通株式の発行済株式総数の91.92%）
- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項の有無：有
3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
- 所有者との間で金銭を対価とする取得請求権については、平成28年11月22日までは行うことはできないこと、及び普通株式を対価とする取得請求についてはA種優先株式は平成27年9月26日まで、B種優先株式は平成27年1月30日までは行うことはできないことをそれぞれ合意しております。また、取得請求権を行使しようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる普通株式の数が本優先株式の発行の払込時点における当社上場株式の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る取得請求権の行使を行うことができないことを合意しております。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
- 譲渡による本優先株式の取得については、当社の取締役会決議の承認を要する。
4. 第1回A種優先株式の内容は、次のとおりであります。
- なお、単元株式数は1,000株であり、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
- (1) 募集株式の種類
- 常磐興産株式会社 第1回A種優先株式
- (2) 募集株式の数
- 株式併合後：70,000株（発行時：3,500,000株）
- (3) 払込金額
- 株式併合後：1株につき10,000円（発行時：200円）
- (4) 払込金額の総額
- 700,000,000円
- (5) 増加する資本金
- 350,000,000円（株式併合後：1株につき5,000円（発行時：100円））
- (6) 増加する資本準備金
- 350,000,000円（株式併合後：1株につき5,000円（発行時：100円））
- (7) 払込期日
- 平成20年9月26日
- (8) 割当先および株式数
- DBJコーポレート投資事業組合（現株主 株式会社日本政策投資銀行）に全株式を割り当てる。
- (9) 剰余金の配当
- 期末配当の基準日
- 当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
- 中間配当の基準日
- 当社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（中間配当）をすることができる。
- 期末配当及び中間配当以外の期中における優先配当の基準日
- 当社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をすることができる。

優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として第1回A種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式を有する株主（以下「第1回B種優先株主」という。）又は第1回B種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回B種優先登録株式質権者」という。）に対し第1回B種優先株式の発行要項（以下「第1回B種発行要項」という。）9.(4)（注5（9）に記載の内容）に基づき支払う配当金（以下「第1回B種優先配当金」という。）の支払と同順位で、第1回A種優先株式1株につき、下記（9）に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1回A種優先株式を取得した場合、当該第1回A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

優先配当金の額

優先配当金の額は、第1回A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

ア 剰余金の配当の基準日が払込期日（同日を含む。）以降平成24年1月29日（同日を含む。）までの期間に属する場合

第1回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成21年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

イ 剰余金の配当の基準日が平成24年1月30日（同日を含む。）以降平成24年3月末日（同日を含む。）までの期間に属する場合

第1回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額（ただし、平成23年4月1日（同日を含む。）から平成24年1月29日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。）に、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額（ただし、平成24年1月30日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。）を加えた金額とする。

ウ 剰余金の配当の基準日が平成24年4月1日（同日を含む。）以降の期間に属する場合

第1回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、年率5%（ただし、平成24年1月30日以降は年率6%）の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金、第1回B種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対する、第1回B種発行要項9.(6)（注5（9）に記載の内容）に従い計算した第1回B種優先配当金に係る累積未払額の配当と同順位で、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(10) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、かつ、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し第1回B種発行要項10.(1)(注5(10)に記載の内容)に基づき行う残余財産の分配と同順位で、第1回A種優先株式1株当たり、下記(10)に定める金額を支払う。ただし、残余財産が第1回A種優先株主及び第1回B種優先株主(以下、本項において個別に又は総称して「優先株主」という。)並びに第1回A種優先登録株式質権者及び第1回B種優先登録株式質権者(以下、本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

残余財産分配額

第1回A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの残余財産分配額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、(9)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(11) 譲渡制限

譲渡による第1回A種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(12) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

当社の第1回A種優先株式については、普通株式に優先する条項を付する内容の株式としている関係から、株主総会における議決権を有しないこととしている。

(13) 現金対価の取得請求権(償還請求権)

償還請求権の内容

第1回A種優先株主は、平成20年9月26日以降いつでも、当社に対して現金を対価として第1回A種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、第1回A種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、下記(13)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1回A種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1回A種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

償還価額

第1回A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、(9)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

償還請求受付場所

東京都中央区東日本橋三丁目7番19号

常磐興産株式会社 管理本部総務部

償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

(14) 現金対価の取得条項(強制償還)

強制償還の内容

当社は、平成20年9月26日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社が第1回A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、下記(14)に定める金額の金銭を交付することができる(この規定による第1回A種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を、以下「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1回A種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

強制償還価額

第1回A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの強制償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、(9)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(15) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

転換請求権の内容

第1回A種優先株主は、平成20年9月26日以降いつでも、当社が第1回A種優先株式を取得すると引換えに、第1回A種優先株式1株につき下記(15)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。なお、当社がある株主に対して第1回A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

転換請求の制限

上記(15)にかかわらず、転換請求の日(以下「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()第1回A種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回A種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の転換請求に基づく第1回A種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うに当たり、取得する第1回A種優先株式は、抽選、転換請求された第1回A種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「剰余授權株式数」とは、()当該転換請求日における定款に定める当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、()当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、及び当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第1回A種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回A種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記(13)に定める第1回A種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記(15)に定める転換価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう。

転換請求により交付する普通株式数の算定方法

第1回A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数は、以下の算式に基づき計算されるものとする。

(算式)

第1回A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = A ÷ B

A = 転換請求に係る第1回A種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記(13)に定める第1回A種優先株式の償還価額の総額

B = 転換価額

ア 当初転換価額

当初の転換価額は、金172円とする。

イ 転換価額の修正

転換価額は、毎月1日（ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記ウにより調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

ウ 転換価額の調整

（ア）第1回A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。

（算式）

$$\text{調整後転換価額} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前転換価額（調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。）

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本ウに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本ウに準じて調整される。）

（ ） 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記（ ）記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記（ ）記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後転換価額は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本（ ）において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

（ ） 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本（ ）において、転換価額調整式Bにおける「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式又は当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後転換価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額又は行使価額が決定される日(本()において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得又は行使に際して当該証券(権利)又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。
- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社の普通株式又は当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日(本()において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。
- () 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合
- 調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本()において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものと、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。
- (イ) 上記(ア)()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、上記(ア)()については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ウ)上記(ア)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される。

- () 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たり時価が他方の事由によって影響されているとき。

(エ) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(オ) 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店

転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(16) 株式の併合または分割

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

5. 第1回B種優先株式の内容は、次のとおりであります。

なお、単元株式数は1,000株であり、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

(1) 募集株式の種類

常磐興産株式会社 第1回B種優先株式

(2) 募集株式の数

300,000株

(3) 払込金額

1株につき10,000円

(4) 払込金額の総額

3,000,000,000円

(5) 増加する資本金の額

1,500,000,000円(1株につき5,000円)

(6) 増加する資本準備金の額

1,500,000,000円(1株につき5,000円)

(7) 払込期日

平成24年1月30日

(8) 割当先及び株式数

各割当先に対し、それぞれ以下に記載の株式数を割り当てる。

ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合：100,000株

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合：100,000株

みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合：100,000株

(9) 剰余金の配当

期末配当の基準日

当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式を有する株主(以下「第1回B種優先株主」という。)又は第1回B種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回B種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

中間配当の基準日

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当(中間配当)をすることができる。

期末配当及び中間配当以外の期中における優先配当の基準日

当社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をすることができる。

優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として第1回B種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対し第1回A種優先株式の発行要項（以下「第1回A種発行要項」という。）9.(4)（注4(9)に記載の内容）に基づき支払う配当金（以下「第1回A種優先配当金」という。）の支払と同順位で、第1回B種優先株式1株につき、下記(9)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1回B種優先株式を取得した場合、当該第1回B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

優先配当金の額

優先配当金の額は、第1回B種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

第1回B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成24年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、年率6%の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金、第1回A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対する、第1回A種発行要項9.(6)（注4(9)に記載の内容）に従い計算した第1回A種優先配当金に係る累積未払額の配当と同順位で、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

当社は、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(10) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、かつ、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し第1回A種発行要項10.(1)（注4(10)に記載の内容）に基づき行う残余財産の分配と同順位で、第1回B種優先株式1株当たり、下記(10)に定める金額を支払う。ただし、残余財産が第1回B種優先株主及び第1回A種優先株主（以下、本項において個別に又は総称して「優先株主」という。）並びに第1回B種優先登録株式質権者及び第1回A種優先登録株式質権者（以下、本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

残余財産分配額

第1回B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの残余財産分配額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、(9) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

非参加条項

第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(11) 譲渡制限

譲渡による第1回B種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(12) 議決権

第1回B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

(13) 現金対価の取得請求権(償還請求権)

償還請求権の内容

第1回B種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社に対して現金を対価として第1回B種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、第1回B種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、下記(13) に定める金額の金銭を交付する。

なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1回B種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1回B種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

償還価額

第1回B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、(9) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

償還請求受付場所

東京都中央区東日本橋三丁目7番19号

常磐興産株式会社 管理本部総務部

償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

(14) 現金対価の取得条項(強制償還)

強制償還の内容

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社が第1回B種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、下記(14) に定める金額の金銭を交付することができる(この規定による第1回B種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を、以下「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うに当たり、取得する第1回B種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

強制償還価額

第1回B種優先株式1株当たりの強制償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの強制償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、(9) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(15) 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

転換請求権の内容

第1回B種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社が第1回B種優先株式を取得するのと引換えに、第1回B種優先株式1株につき下記(15)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。なお、当社がある株主に対して第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

転換請求の制限

上記(15)にかかわらず、転換請求の日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、()第1回B種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回B種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回B種優先株式についてのみ、当該第1回B種優先株主の転換請求に基づく第1回B種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる第1回B種優先株式以外の転換請求に係る第1回B種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うに当たり、取得する第1回B種優先株式は、抽選、転換請求された第1回B種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「剰余授權株式数」とは、()当該転換請求日における定款に定める当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、()当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、及び当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第1回B種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回B種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記(13)に定める第1回B種優先株式の償還額の総額を、当該転換請求日における下記(15)に定める転換価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）の総数をいう。

転換請求により交付する普通株式数の算定方法

第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数は、以下の算式に基づき計算されるものとする。

(算式)

第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = $A \div B$

A = 転換請求に係る第1回B種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記(13)に定める第1回B種優先株式の償還額の総額

B = 転換価額

ア 当初転換価額

当初の転換価額は、金82円とする。

イ 転換価額の修正

転換価額は、毎月1日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が41円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記ウにより調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が123円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記ウにより調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

ウ 転換価額の調整

(ア) 第1回B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。

(算式)

調整後転換価額 = $A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$

A = 調整前転換価額 (調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。)

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数 (基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数 (自己株式数) を控除した数をいう。)

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価 (調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。) をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本ウに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本ウに準じて調整される。)

() 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合 (無償割当ての場合を含む。ただし、下記()記載の証券 (権利) の取得と引換え若しくは当該証券 (権利) の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後転換価額は、払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日) の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本()において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

() 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本()において、転換価額調整式Bにおける「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数 (自己株式数) を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

() 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券 (権利) 又は取得させることができる証券 (権利) を発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)

調整後転換価額は、その払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日) に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券 (権利) の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして (当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券 (権利) 又は取得させることができる証券 (権利) の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日) に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額又は行使価額が決定される日 (本()において、以下「価額決定日」という。) に発行される証券 (権利) の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして (当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券 (権利) 又は取得させることができる証券 (権利) の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される証券 (権利) の払込金額 (新株予約権を交付することと引換えに取得される証券 (権利) 又は取得させることができる証券 (権利) の場合、当該証券 (権利) の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額) から取得又は行使に際して当該証券 (権利) 又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社の普通株式又は当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日（本（ ）において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（ ）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本（ ）において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (イ) 上記(ア) () ないし () において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、上記(ア) () については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- (ウ) 上記(ア) に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される。

- () 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

- (エ) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (オ) 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店

転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

- (16) 株式の併合又は分割

第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

行使はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年9月26日 (注)1	普通株式7,117	83,098	962	11,183	962	1,458
平成20年9月26日 (注)2	第1回A種優先 株式3,500					
平成24年1月30日 (注)3	-	79,968	10,542	641	1,458	-
平成24年1月30日 (注)4	第1回A種優先 株式 3,430		-	641	-	-
平成24年1月30日 (注)5	第1回B種優先 株式300		1,500	2,141	1,500	1,500

(注)1. 第三者割当(普通株式)

発行価格 172円

資本組入額 86円

割当先 常磐開発株式会社、大成建設株式会社

2. 第三者割当(第1回A種優先株式)

発行価格 200円

資本組入額 100円

割当先 D B J コーポレート投資事業組合(現株主 株式会社日本政策投資銀行)

3. 資本金及び資本準備金の減少は、欠損てん補によるものであり、平成24年1月26日開催の臨時株主総会において取崩が承認されました。

4. 株式併合(第1回A種優先株式)

第1回B種優先株式の発行に合わせ、1株あたりの払込金額を統一し、株主にとって株式価値を分かりやすいものとするため、第1回A種優先株式の50株を1株に併合いたしました。

5. 第三者割当(第1回B種優先株式)

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

割当先 ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合:100,000株

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合:100,000株

みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合:100,000株

(6) 【所有者別状況】
普通株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	31	31	196	39	4	14,754	15,056	-
所有株式数(単元)	67	15,505	1,519	25,333	1,711	5	35,062	79,202	396,912
所有株式数の割合(%)	0.09	19.58	1.92	31.99	2.16	0.01	44.27	100.00	-

- (注) 1. 自己株式97,509株は「個人その他」に96単元(96,000株)及び「その他の法人」に1単元(1,000株)並びに「単元未満株式の状況」に509株それぞれ含めて記載しております。なお、自己株式97,509株は株主名簿記載上の株式数であり、平成25年3月31日現在の実保有株式数は96,359株であります。
2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、1単元(1,000株)含まれて記載しております。

第1回A種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	70	-	-	-	-	-	70	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第1回B種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	3	-	-	-	3	-
所有株式数(単元)	-	-	-	300	-	-	-	300	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
常磐開発株式会社	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地	6,365	7.96
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	5,651	7.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,419	4.28
公益財団法人常磐奨学会	東京都中央区東日本橋3丁目7番19号	2,670	3.34
株式会社みずほコーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	1,887	2.36
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,878	2.35
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	1,827	2.28
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,686	2.11
常磐興産取引先持株会	東京都中央区東日本橋3丁目7番19号	1,653	2.07
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2丁目3番5号	1,601	2.00
計		28,638	35.81

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社所有株式は、全株式信託業務に係る株式であります。
 2. みずほ信託銀行株式会社所有株式には、信託業務に係る株式数3千株が含まれております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
常磐開発株式会社	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地	6,365	8.05
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	5,651	7.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,419	4.32
公益財団法人常磐奨学会	東京都中央区東日本橋3丁目7番19号	2,670	3.38
株式会社みずほコーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	1,887	2.39
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,878	2.37
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	1,827	2.31
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,686	2.13
常磐興産取引先持株会	東京都中央区東日本橋3丁目7番19号	1,653	2.09
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2丁目3番5号	1,601	2.02
計		28,637	36.20

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 70,000	-	「1(1) 発行済株式」の 記載を参照
	第1回B種優先株式 300,000	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 96,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,106,000	79,106	-
単元未満株式	普通株式 396,912	-	-
発行済株式総数	79,968,912	-	-
総株主の議決権	-	79,106	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数1個)含まれて
 おります。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
常磐興産株式会社	福島県いわき市常磐藤 原町蕨平50番地	96,000	-	96,000	0.12
計	-	96,000	-	96,000	0.12

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数1
 個)あります。

なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10,491	1,416,676
当期間における取得自己株式	1,905	359,489

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	96,359	-	98,264	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営課題と位置付けており、業績や配当性向などを総合的に考慮しながら、長期的に安定した配当の維持を基本としております。また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図りながら、魅力ある商品展開のための研究開発や生産・販売体制の強化など、将来の成長、発展に向けた投資へ充当してまいります。

剰余金の配当につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、会社を取り巻く経営環境や業績などを勘案して決定いたしております。

なお、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の剰余金の配当につきましては、すでにご案内のとおり景気動向が不透明な状況にあることや財務体質の強化を図る必要性等から普通株式については誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。また、A種優先株式及びB種優先株式につきましては、定款の規定に基づき配当を行いました。

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	期間	1株当たり配当金額	配当総額
平成25年6月27日 定時株主総会決議	A種優先株式	平成23年3月期	557円67銭	39,036,900円
		平成24年3月期	549円53銭	38,467,100円
		平成25年3月期	600円00銭	42,000,000円
		合計	1,707円20銭	119,504,000円
	B種優先株式	平成24年3月期	108円04銭	32,412,000円
		平成25年3月期	600円00銭	180,000,000円
		合計	708円04銭	212,412,000円
	合計		-	331,916,000円

(注) 定款の規定に基づき、平成23年3月期及び平成24年3月期の1株当たり配当金額は累積未払配当金及び利息を含んでおります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	209	165	145	115	228
最低(円)	117	134	53	69	81

(注) 上記は東京証券取引所(市場第一部)における株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	119	131	138	160	175	228
最低(円)	100	109	121	135	140	154

(注) 上記は東京証券取引所(市場第一部)における株価であります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長		斎藤 一彦	昭和20年2月19日生	昭和43年4月 常磐湯本温泉観光株式会社 (現 常磐興産株式会社)入社 平成6年11月 常磐興産株式会社観光事業本 部ホテルハワイアンズ総支配 人 同 9年6月 同取締役観光事業本部長兼企 画推進室長 同 12年4月 同常務取締役事業統轄本部長 兼新規事業開発室長 同 13年6月 同専務取締役事業統轄本部長 兼経理部長 同 14年1月 同代表取締役副社長兼事業統 轄本部長兼経理部長 同 14年6月 同代表取締役社長兼事業本 部長 同 17年2月 同代表取締役社長 同 25年6月 同代表取締役会長(現任)	(注)2	普通株式 82
代表取締役社長		井上 直美	昭和25年11月6日生	昭和49年4月 株式会社富士銀行(現 株式会 社みずほコーポレート銀行) 入行 平成7年5月 同武蔵小杉支店長 同 9年12月 同審査第三部参事役 同 10年5月 同関連事業部長 同 14年4月 株式会社みずほ銀行執行役員 関連事業部長 同 17年1月 同常務執行役員 同 19年4月 同常務取締役 同 20年4月 みずほ情報総研株式会社顧問 同 20年4月 みずほ証券株式会社 監査役 同 20年6月 みずほ情報総研株式会社専務 取締役 同 22年3月 同取締役社長 同 25年4月 同取締役(現任) 同 25年4月 常磐興産株式会社顧問 同 25年6月 同代表取締役社長(現任)	(注)2	普通株式 5
常務取締役	管理本部管掌 兼SRH営業 本部管掌	中村 行雄	昭和25年12月9日生	昭和48年4月 株式会社富士銀行(現 株式会 社みずほコーポレート銀行) 入行 平成15年4月 常磐興産株式会社入社、管理本 部副本部長兼関連事業部長 同 16年6月 同取締役管理本部副本部長兼 関連事業部長 同 17年2月 同常務取締役レジャーリゾ ート事業部管掌兼関連会社担当 同 20年6月 同常務取締役管理本部管掌 同 23年4月 同常務取締役管理本部管掌兼 SRH営業本部管掌(現任)	(注)2	普通株式 32
常務取締役	社長室長兼 SRH事業 本部管掌	豊田 和夫	昭和21年9月20日生	昭和44年4月 東協生コン株式会社入社 同 56年3月 常磐興産株式会社入社 平成10年6月 同PC事業本部(現 常磐興産 ピーシー株式会社)副本部長 兼営業統括部長 同 13年3月 小名浜港セメント荷役株式会 社代表取締役社長 同 14年10月 常磐港運株式会社代表取締役 社長 同 20年6月 常磐興産株式会社常務取締役 社長室長 同 20年6月 常磐港運株式会社代表取締役 会長(現任) 同 23年4月 常磐興産株式会社常務取締役 社長室長兼SRH事業本部管 掌(現任)	(注)2	普通株式 24

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	S R H営業 本部長	佐久間 博巳	昭和30年12月6日生	昭和53年4月 株式会社亀宗入社 同 55年7月 常磐興産株式会社入社 平成9年2月 同観光事業本部営業本部長兼 営業部長 同 13年6月 同取締役観光事業本部長 同 18年4月 同取締役レジャーリゾート事 業部長兼営業部長兼ゴルフ事 業室長兼システムサポート室 長 同 23年4月 同取締役執行役員S R H営業 本部長(現任)	(注)2	普通株式 25
取締役 執行役員	管理本部長	秋田 龍生	昭和33年3月28日生	昭和55年4月 株式会社福島環境整備セン ター(現 常磐開発株式会社)入 社 平成10年10月 常磐興産株式会社管理本部人 事部長兼観光事業本部副本部 長 同 13年6月 同取締役事業統轄本部副本部 長兼総務部長兼観光事業本部 副本部長 同 14年4月 同取締役管理本部長兼総務部 長 同 23年4月 同取締役執行役員管理本部長 (現任)	(注)2	普通株式 25
取締役 執行役員	燃料商事 本部長	田島 悦郎	昭和22年7月26日生	昭和41年4月 北海道炭礦汽船株式会社入社 同 62年5月 常磐興産株式会社入社 平成10年6月 同燃料商事本部長兼石炭部長 同 15年6月 同取締役燃料商事事業部長 同 23年4月 同取締役執行役員燃料商事本 部長(現任)	(注)2	普通株式 26
取締役 執行役員	S R H事業 本部長	松崎 克郎	昭和31年5月26日生	昭和55年4月 常磐興産株式会社入社 平成13年1月 同観光事業本部副本部長兼ハ ワイアンズ支配人 同 14年6月 株式会社ホテルクレスト札幌 代表取締役社長(現任) 同 16年6月 常磐興産株式会社取締役レ ジャーリゾート事業部スバリ ゾートハワイアンズ総支配人 同 23年4月 同取締役執行役員S R H事業 本部長(現任)	(注)2	普通株式 28

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		鈴木 和好	昭和31年9月12日生	昭和56年4月 常磐興産株式会社入社 平成8年8月 同観光事業本部ハワイアンズ 支配人 同14年7月 同内部監査室長 同18年9月 株式会社常磐製作所取締役 同20年6月 常磐興産株式会社監査役室付 同21年6月 常磐興産株式会社監査役(現 任)	(注)3	普通株式 17
監査役		清田 啓一	昭和23年7月25日生	昭和47年4月 株式会社富士銀行(現 株式会 社みずほコーポレート銀行) 入行 平成6年6月 同情報開発部詰口ロンドン駐在 同7年2月 同高松支店長 同10年9月 同コーポレートアドバイザー ー営業部長 同13年5月 みずほ証券株式会社常務執行 役員アドバイザー第二グ ループ担当 同15年7月 千秋商事株式会社常勤監査役 同16年3月 株式会社エスアールエル常勤 監査役 同19年6月 みずほ総合研究所株式会社常 勤監査役 同20年6月 大陽日酸株式会社常勤監査役 同24年6月 常磐興産株式会社監査役 (現任)	(注)4	普通株式 7
監査役		金子 重人	昭和27年1月10日生	昭和50年9月 監査法人太田哲三事務所(現 新日本有限責任監査法人)入 所 同55年4月 公認会計士登録 同63年10月 金子会計事務所開設(現任) 同63年12月 税理士登録 平成17年11月 養和監査法人代表社員(現 任)	(注)3	普通株式 -
計						271

- (注) 1. 監査役清田啓一及び金子重人の2名は、社外役員(会社法施行規則第2条第3号第5号)に該当する社外監査役(会社法第2条第16号)であります。
2. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 当社では、意思決定・監督と執行を分離し、意思決定の迅速化と機動的な業務執行を可能とするため、平成23年4月1日より執行役員制度を導入しております。
6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
緑川 正樹	昭和46年9月22日生	平成11年4月 弁護士登録(東京弁護 士会所属)工藤綜合法 律事務所入所	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「総親和、総努力による顧客主義・品質主義・人間主義を基本として社業の発展を図り社会に貢献する」ことを経営理念とし、常に「顧客」・「株主」ひいては「社会」にご満足いただけるサービスや新しい価値を提供し続けられる企業として、企業価値の向上を目指しております。こうした企業価値の向上のため意思決定の迅速化や監督機能の強化等の体制構築を進める等、企業の社会性の観点から経営の健全性・公平性・透明性の充実をその重要課題として取り組んでおります。

企業統治の体制

ア 企業統治の体制の概要

取締役会は、取締役8名と少人数で構成され、重要事項の決定を行い取締役の業務の執行状況を監督しております。取締役会は最低毎月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催する等機動的な意思決定がなされております。

また、経営の意思決定及び監督機能と執行機能とを分離し取締役会及び取締役の機能を強化することで意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行に係る権限の移譲により責任を明確化してコーポレート・ガバナンスを強化し、機動的な業務執行を可能とする経営体制を構築するため、平成23年4月に執行役員制度を導入いたしました。

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名で構成され、うち2名は公認会計士を含む社外監査役であります。監査役は取締役会をはじめとする経営上の重要な会議に出席し適宜意見を述べるほか、内部監査室監査と連携する等当社のみならず子会社を含めたグループ各社の業務執行の監査を行っております。

イ 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会決議にて委嘱された業務につき、稟議規程、取締役会規程等社内規程に基づいて決裁・決議された事項を適正に執行し、その状況は毎月取締役会に報告いたしております。また、内部監査室を設置し、執行の適正性・適法性を確保しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録、稟議書、各種契約書等業務の執行に関する文書を文書取扱規程等に基づき保存・管理しております。

また、諸規程の改定は必要に応じて実施しておりますが、年1回年度末に見直し整備を行うこととしております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行い、各部内の所管業務に付随する安全衛生等のリスク管理は当該部内が行うこととし、さらに内部監査室による定期的監査が実施されております。

また、リスク報告規程に基づき、リスク発生後速やかに報告することとし、一定の重要な事項についてはコンプライアンス委員会において再発防止策等を含めた報告を行い、適宜承認を受けております。重大なリスクに対しては、対応する責任者を設け、顧問弁護士等の助言を得るなどして、迅速・適切に解決する体制をとっております。さらにインサイダー取引については、社内指針を設け厳格に遵守することとしております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議事項は、原則として予め社長、常務並びに担当取締役により構成される附議内容検討会議を経た上で上程され決議執行されております。取締役会は月1回定時に開催し、必要に応じて臨時に開催されるものとし、経営方針・戦略等に関する重要事項については事前に社長、常務並びに所管取締役により構成されるメンバーにおいて審議いたします。

また、取締役会において取締役及び執行役員の職務分掌を決議し、規程に基づき権限分配を行っております。さらに業務執行役員制度により、意思決定及び監督機能と執行機能とを分離することで、取締役会における意思決定の迅速化を図るとともに、権限委譲により機動的な業務執行を可能とする経営体制を構築することとしております。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

稟議規程、就業規則等の各種社内規程に基づき職務の執行を行っており、この職務執行の適法性を確保するため、内部監査室による監査が行われ、その内容は社長に報告され、是正される体制を整えております。

また、法令違反等コンプライアンスに関する重要事実を発見した場合、取締役は監査役に報告することとし、さらに社外を含めた複数の通報窓口を設置する外、内部通報規程に基づきその運用を行うこととしております。

6. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 グループ会社管理規程に基づき、各子会社管理運営を行う外、内部監査室による監査によって、業務の適正性及び適法性を確保しております。
 子会社が当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反する等コンプライアンス上問題があると認められた場合、内部監査室に報告し、内部監査室は監査役に直ちに報告することとします。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に属する使用人がその任に当たることとします。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 監査役がその職務を補助すべき当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、使用人の任命、異動等の人事権に関する事項については、監査役と事前に協議することとします。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 取締役会において毎月業務執行状況を報告することとしており、社長決裁稟議についてはすべて監査役に報告する体制をとっております。
 また、年度計画に基づき各事業部の監査役監査が実施され、適正に報告しております。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 内部監査室及び会計監査人と情報交換するとともに、会計監査人が実施する各事業部監査に立ち会うなど緊密な連携を図っております。
 監査役会は代表取締役と定期的に意見交換を行うこととしております。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 当社グループは、適正な財務報告を確保するために「財務報告に係る内部統制基本方針」及び「常磐興産グループ内部統制規程」を定め、その体制整備・運用を行うとともに、整備・運用状況を評価するために内部統制所管部門を設置し、進捗状況を適時に取締役会に報告する体制を採っております。
12. 反社会的勢力排除に向けた体制
 反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針とし、警察署や関連団体等から講習会などを通じ情報収集を行うとともに、事案発生に備え、警察や弁護士等の外部の専門機関と密接に連携して速やかに対処できる体制の構築に努めてまいります。

ウ 内部監査及び監査役監査の状況

内部の監査体制として内部監査室を設置し、内部監査室に所属する3名は業務執行の状況につき法令及び定款並びに社内規程に基づいて適法適正に行われているかの監査を計画的に実施しております。その結果は、その都度代表取締役及び監査役に報告され、代表取締役及び監査役はその実態を把握し、業務の執行を監視するとともに必要に応じて改善指示等が行われる体制を採っております。

また、監査役監査を有効かつ効率的に実施するため、監査役は定期的に会計監査人と情報交換するとともに、会計監査人が監査日程に基づき実施する各事業部・グループ会社監査に立ち会うなど、緊密な連携を図っております。

なお、常勤監査役鈴木和好氏は当社の内部監査部門長並びに当社及び子会社の管理部長を経験しております。また社外監査役清田啓一氏は企業経営や多数企業の社外監査役を務めており、金子重人氏は公認会計士及び税理士の資格を有するなど財務・会計の知見を有しております。

エ 会計監査の状況

当社の会計監査を担当する会計監査人として、新日本有限責任監査法人と契約を結んでおり、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数は以下のとおりです。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員	内田 英仁	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	出口 賢二	

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務の補助者の構成につきましては公認会計士7名、その他9名からなっております。

オ 社外役員

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役清田啓一氏は7,000株を有しており、当社の主要な取引先である株式会社富士銀行（現 株式会社みずほコーポレート銀行）に平成14年3月まで所属しておりました。その他、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。その後同氏は、みずほ証券株式会社の常務執行役員、みずほ総合研究所株式会社の常勤監査役等を歴任し、現在株式会社日本ヒュームの社外監査役を兼任しておりますが、当社とそれらの会社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役金子重人氏は当社株式を有しておらず、会計監査人である監査法人太田哲三事務所（現 新日本有限責任監査法人）に昭和63年9月まで所属しておりました。その他、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。

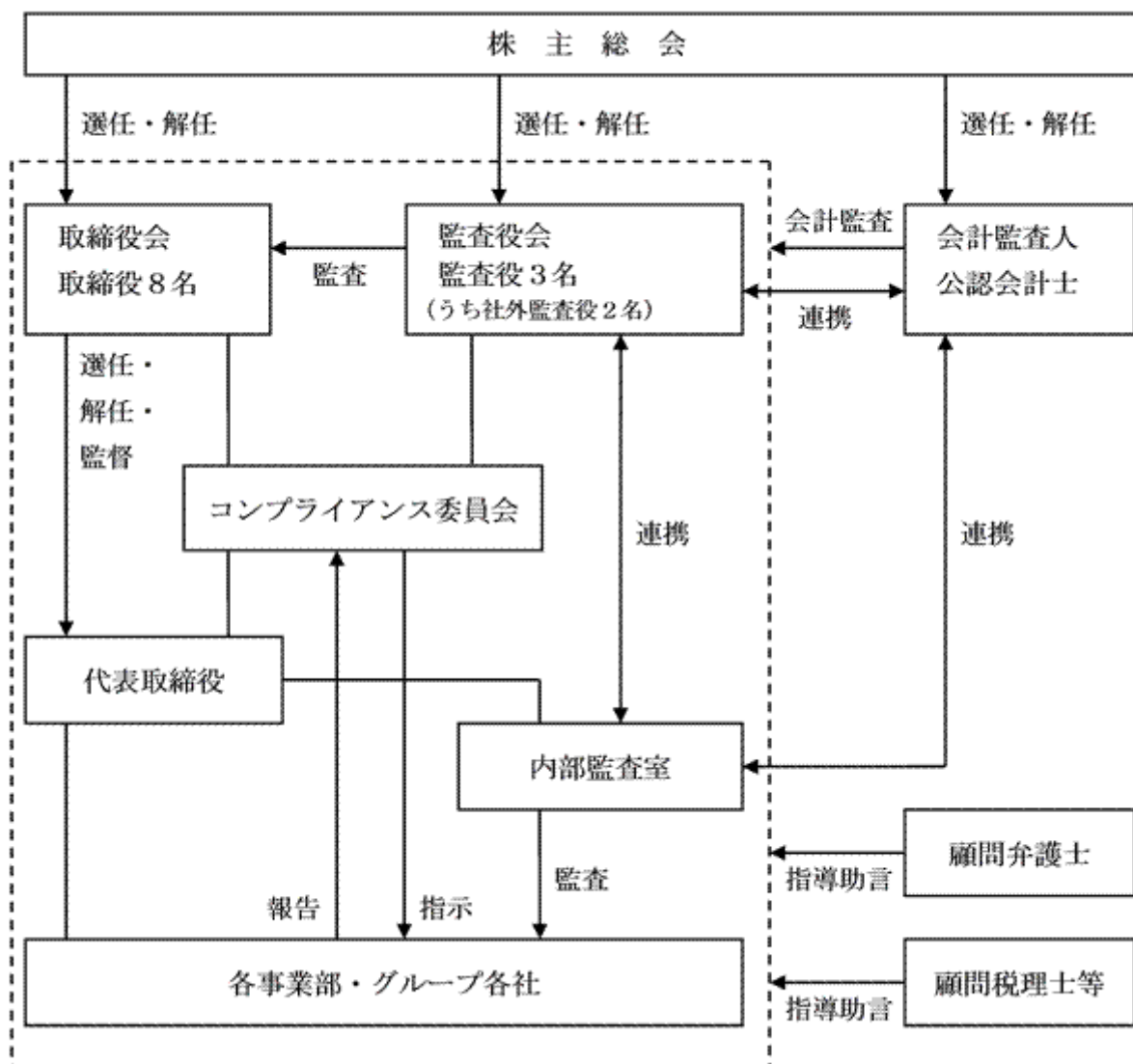
当社は、企業経営や会計、法律等の職歴、経験、知識等を活かして専門的見地から客観的視点で公正・中立な独立的立場で監査することができる方を選任して、多様な視点からの監査体制の強化を図る方針としております。

清田啓一氏は複数の会社の経営に携わっている経験に基づき経営の専門家としての広い視点からの監査が可能であり、また金子重人氏は公認会計士及び税理士として会計の専門家であることから独立した立場での監査が可能となることから、選任しているものであります。なお、社外監査役は、定期的に内部監査室及び監査役並びに会計監査人による監査内容や内部統制に関する状況報告を受けるなど意見交換を行っております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、企業経営に精通している社外監査役及び会計士・税理士資格を有する社外監査役の2名を選任しており、それぞれ職歴、経験、知識等を活かし、専門的立場から適法性監査や経営全般に関する客観的視点での監査を行っており、外部的な視点からの業務執行に対する監査機能は十分に果たし得るものと判断しております。

したがって、当社は社外監査役による公正・独立の立場で、取締役の業務執行に対し有効適切な監視を行う等客観性と中立性を確保した体制を整えていることから、実効性ある経営監視が期待できるものと考えており現状の体制を採用しております。

<コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制>



カ コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みの実施状況

取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。最近1年間で取締役会を16回、監査役会を13回開催し、清田啓一氏は取締役会15回に、監査役会の全てに出席しました。なお、金子重人氏は本年6月27日開催の第95回定時株主総会において新たに選任された社外監査役であります。

さらにグループ会社に関しましては、定期的にグループ会議を開催し、各社の事業状況の報告や今後の事業方針等意見交換を図っております。

また、株主・投資家に対する情報開示につきましては、経営の透明性の観点から四半期決算情報その他ニュースリリースをはじめとして当社情報を自社ホームページに掲載しIR情報の拡大・充実に努めております。今後も適宜公正な情報開示を進めてまいりたいと存じます。

キ 役員報酬等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	56	56	-	9
監査役 (社外監査役を除く。)	20	20	-	2
社外役員	8	8	-	3

(注) 使用人兼務取締役は5名であり、その使用人分給与の総額は29百万円であります。

2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役に對する報酬は、基本報酬として固定報酬年額1億10百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とする毎月の定期同額給与と年1回の業績連動給与(30百万円を限度)によって構成します。なお、平成25年3月期の業績連動給与の計算式については以下のとおりです。

計算方法

業績連動給与 = 連結当期純利益 × 2.5% × 各取締役のポイント / 取締役のポイント合計

	ポイント	取締役の人数	ポイント合計
会長	16.5	1	16.5
社長	16.5	1	16.5
常務取締役	10.5	2	21.0
使用人兼務取締役	10.0	4	40.0
合計		8	94.0

上記は、平成25年6月27日現在における取締役の数で計算しています。

留意事項

- ・ 取締役は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員です。
- ・ 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」とは連結当期純利益とします。
- ・ 法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は、30百万円を限度とします。連結当期純利益に2.5%を乗じた金額が30百万円を超えた場合は、30百万円を各取締役のポイント数で割り振り計算した金額をそれぞれの業績連動給与とします。
- ・ 当期無配の場合、業績連動報酬は不支給といたします。
- ・ 連結当期純利益に2.5%を乗じた金額については1,000円未満切り捨てとします。

ク 第1回A種優先株式及び第1回B種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

当社の第1回A種優先株式及び第1回B種優先株式については、普通株式に優先する条項を付する内容の株式としている関係から、株主総会における議決権を有しないこととしております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株式の保有状況

ア 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

43銘柄 3,928百万円

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,337,537	450	取引関係の維持・強化
マックス(株)	368,000	383	同上
太平洋セメント(株)	2,050,000	377	同上
常磐開発(株)	1,000,000	245	同上
(株)七十七銀行	598,000	218	同上
(株)東邦銀行	732,500	207	同上
(株)常陽銀行	471,000	178	同上
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	220,000	90	同上
サッポロホールディングス(株)	271,000	82	同上
東京建物(株)	230,000	77	同上
(株)秋田銀行	242,000	65	同上
王子製紙(株)	160,333	64	同上
富士急行(株)	119,000	59	同上
堺化学工業(株)	172,000	54	同上
東亜建設工業(株)	262,000	42	同上
古河機械金属(株)	522,000	41	同上
オカモト(株)	126,000	39	同上
西松建設(株)	153,000	29	同上
出光興産(株)	1,400	11	同上
(株)福島銀行	136,000	9	同上
(株)東和銀行	34,000	3	同上
(株)GSIクレオス	25,000	3	同上
藤田観光(株)	1,000	0	営業上の政策投資
ジャニス工業(株)	3,000	0	取引関係の維持・強化

(当事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,337,537	664	取引関係の維持・強化
太平洋セメント(株)	2,050,000	453	同上
マックス(株)	368,000	429	同上
(株)七十七銀行	598,000	303	同上
常磐開発(株)	1,000,000	295	同上
(株)常陽銀行	471,000	248	同上
(株)東邦銀行	732,500	221	同上
東京建物(株)	230,000	151	同上
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	220,000	122	同上
サッポロホールディングス(株)	271,000	107	同上
富士急行(株)	119,000	88	同上
(株)秋田銀行	242,000	63	同上
古河機械金属(株)	522,000	56	同上
王子ホールディングス(株)	160,333	55	同上
堺化学工業(株)	172,000	49	同上
オカモト(株)	126,000	39	同上
東亜建設工業(株)	262,000	34	同上
西松建設(株)	153,000	23	同上
出光興産(株)	1,400	11	同上
(株)福島銀行	136,000	11	同上
(株)東和銀行	34,000	3	同上
(株)GSIクレオス	25,000	3	同上
ジャニス工業(株)	3,000	0	同上
藤田観光(株)	1,000	0	営業上の政策投資

ウ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
 純投資目的である投資株式は保有していません。

(2) 【 監査報酬の内容等】

【 監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	-	40	-
連結子会社	-	-	-	-
計	40	-	40	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表及び第95期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,406	8,876
受取手形及び売掛金	4 2,509	4 3,254
リース債権及びリース投資資産	72	68
たな卸資産	1 375	1 1,101
その他	363	951
貸倒引当金	26	19
流動資産合計	12,701	14,234
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	32,601	33,366
減価償却累計額	17,915	18,800
建物及び構築物(純額)	14,686	14,566
機械装置及び運搬具	3,711	3,740
減価償却累計額	3,150	3,214
機械装置及び運搬具(純額)	561	526
工具、器具及び備品	1,195	1,170
減価償却累計額	1,077	1,065
工具、器具及び備品(純額)	117	105
土地	14,683	14,683
リース資産	1,641	1,838
減価償却累計額	208	378
リース資産(純額)	1,433	1,459
建設仮勘定	-	2
有形固定資産合計	3, 7 31,483	3, 7 31,344
無形固定資産		
その他	104	75
無形固定資産合計	104	75
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 3 4,204	2, 3 4,945
長期貸付金	1,575	2,087
投資不動産(純額)	3, 5, 6 8,556	3, 5, 6 8,179
その他	585	649
貸倒引当金	1,586	2,098
投資その他の資産合計	13,334	13,762
固定資産合計	44,922	45,181
繰延資産		
社債発行費	39	21
繰延資産合計	39	21
資産合計	57,662	59,437

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 3,987	4 3,278
短期借入金	3 13,552	3 18,398
1年内償還予定の社債	684	643
リース債務	261	299
未払金	1,060	1,155
未払法人税等	74	136
賞与引当金	179	310
事業整理損失引当金	343	341
災害損失引当金	987	-
その他	1,451	1,384
流動負債合計	22,583	25,948
固定負債		
社債	986	343
長期借入金	3 18,322	3 14,160
リース債務	1,531	1,628
長期預り保証金	1,225	1,132
繰延税金負債	2,762	2,910
退職給付引当金	43	45
環境対策引当金	99	87
資産除去債務	393	399
その他	253	244
固定負債合計	25,617	20,952
負債合計	48,200	46,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,141	2,141
資本剰余金	13,517	6,355
利益剰余金	6,243	3,488
自己株式	11	13
株主資本合計	9,403	11,972
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	43	544
土地再評価差額金	7 2	7 2
その他の包括利益累計額合計	40	542
少数株主持分	18	21
純資産合計	9,462	12,536
負債純資産合計	57,662	59,437

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	29,626	46,776
売上原価	29,055	42,403
売上総利益	571	4,372
販売費及び一般管理費		
販売費	1,229	1,963
一般管理費	887	768
販売費及び一般管理費合計	¹ 2,116	¹ 2,731
営業利益又は営業損失()	1,545	1,641
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	79	82
持分法による投資利益	49	35
不動産賃貸料	127	144
その他	43	88
営業外収益合計	300	351
営業外費用		
支払利息	602	625
株式交付費	137	-
不動産賃貸費用	72	74
その他	171	77
営業外費用合計	983	776
経常利益又は経常損失()	2,228	1,216
特別利益		
固定資産売却益	² 0	² 2
投資有価証券売却益	0	-
投資不動産売却益	14	3
復興補助金	-	1,209
受取補償金	-	³ 649
施設提供料	141	-
その他	25	0
特別利益合計	182	1,865
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 18	⁴ 11
減損損失	⁵ 1,627	⁵ 367
投資有価証券評価損	23	34
災害による損失	^{5, 6} 6,036	⁶ 32
その他	29	2
特別損失合計	7,735	447
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	9,781	2,633
法人税、住民税及び事業税	66	142
法人税等調整額	997	90
法人税等合計	931	52
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	8,850	2,580
少数株主利益	3	3
当期純利益又は当期純損失()	8,853	2,577

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	8,850	2,580
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	193	501
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	193	501
包括利益	8,656	3,082
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,659	3,079
少数株主に係る包括利益	3	3

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	11,183	2,141
当期変動額		
新株の発行	1,500	-
資本金から剰余金への振替	10,542	-
当期変動額合計	9,042	-
当期末残高	2,141	2,141
資本剰余金		
当期首残高	1,475	13,517
当期変動額		
欠損填補	-	7,162
新株の発行	1,500	-
資本金から剰余金への振替	10,542	-
当期変動額合計	12,042	7,162
当期末残高	13,517	6,355
利益剰余金		
当期首残高	2,609	6,243
当期変動額		
欠損填補	-	7,162
当期純利益又は当期純損失()	8,853	2,577
連結範囲の変動	-	7
当期変動額合計	8,853	9,732
当期末残高	6,243	3,488
自己株式		
当期首残高	11	11
当期変動額		
自己株式の取得	0	1
当期変動額合計	0	1
当期末残高	11	13
株主資本合計		
当期首残高	15,257	9,403
当期変動額		
新株の発行	3,000	-
当期純利益又は当期純損失()	8,853	2,577
自己株式の取得	0	1
連結範囲の変動	-	7
当期変動額合計	5,853	2,569
当期末残高	9,403	11,972

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	150	43
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	193	501
当期変動額合計	193	501
当期末残高	43	544
土地再評価差額金		
当期首残高	2	2
当期末残高	2	2
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	153	40
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	193	501
当期変動額合計	193	501
当期末残高	40	542
少数株主持分		
当期首残高	15	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	3
当期変動額合計	3	3
当期末残高	18	21
純資産合計		
当期首残高	15,119	9,462
当期変動額		
新株の発行	3,000	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,853	2,577
自己株式の取得	0	1
連結範囲の変動	-	7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	197	504
当期変動額合計	5,656	3,073
当期末残高	9,462	12,536

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	9,781	2,633
減価償却費	2 674	1,362
減損損失	1,627	367
貸倒引当金の増減額（ は減少）	21	20
賞与引当金の増減額（ は減少）	48	130
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1	1
環境対策引当金の増減額（ は減少）	-	11
受取利息及び受取配当金	80	83
支払利息	602	625
株式交付費	137	-
社債発行費償却	19	17
持分法による投資損益（ は益）	49	35
不動産賃貸料	127	144
不動産賃貸費用	72	74
固定資産除売却損益（ は益）	18	9
投資有価証券売却及び評価損益（ は益）	23	34
投資不動産除売却損益（ は益）	11	1
災害損失	2 6,036	32
復興補助金	-	1,209
受取補償金	-	649
売上債権の増減額（ は増加）	647	744
たな卸資産の増減額（ は増加）	61	725
その他の流動資産の増減額（ は増加）	50	86
仕入債務の増減額（ は減少）	916	816
未払消費税等の増減額（ は減少）	164	240
その他の流動負債の増減額（ は減少）	131	789
預り保証金の増減額（ は減少）	170	92
その他の固定負債の増減額（ は減少）	50	8
その他	6	41
小計	918	3,452
利息及び配当金の受取額	83	86
利息の支払額	548	656
法人税等の支払額	14	89
補助金の受取額	700	509
災害損失の支払額	2,072	2,341
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,770	961

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	1,162	1,105
固定資産の売却による収入	0	2
事業整理に伴う支出	33	1
投資有価証券の取得による支出	2	2
投資有価証券の売却による収入	42	-
貸付けによる支出	52	-
貸付金の回収による収入	3	3
投資不動産の賃貸による支出	66	65
投資不動産の賃貸による収入	127	144
投資不動産の売却による収入	15	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,127	1,018
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	5,746	4,687
長期借入れによる収入	8,920	373
長期借入金の返済による支出	6,872	4,376
社債の償還による支出	794	684
ファイナンス・リース債務の返済による支出	191	340
株式の発行による収入	2,862	-
自己株式の取得による支出	0	1
配当金の支払額	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,668	343
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,771	404
現金及び現金同等物の期首残高	3,634	9,406
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	125
現金及び現金同等物の期末残高	9,406	8,876

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 3社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、(株)ホテルクレスト札幌は事業活動が終了しており、連結財務諸表に与える影響が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社 5社

(株)ジェイ・ケイ・レストランサービス

(株)クレストヒルズ

(株)ホテルクレスト札幌

(株)ジェイ・ケイ・インフォメーション

(株)クレストコーポレーション

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は小規模であり連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 0社

(2) 持分法適用の関連会社数 2社

持分法適用関連会社名

常磐湯本温泉(株)

小名浜海陸運送(株)

(3) 持分法を適用していない非連結子会社5社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均による原価法

ロ デリバティブ

デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

卸売商品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

上記以外のたな卸資産

主として総平均法による原価法

（一部移動平均法による原価法）

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法（連結子会社の資産の一部は定率法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 9～65年

機械装置及び運搬具 4～17年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ 事業整理損失引当金

事業の整理に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

ニ 災害損失引当金

平成23年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震により被災した資産の復旧等に要する損失に備えるため、当連結会計年度における見込額を計上しております。

ホ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ヘ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・変動金利借入金

b.ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建営業債権債務

ハ ヘッジ方針

主に、当社の内規である「市場リスク管理方針」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用としております。

ロ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

一部子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1. 概要

(1) 連結貸借対照表上の取扱い

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上、純資産の部(その他の包括利益累計額)に計上することとし、積立状況を示す額を負債(又は資産)として計上することとなります。

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書上の取扱い

数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分についてはその他の包括利益に含めて計上し、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分についてはその他の包括利益の調整(組替調整)を行うこととなります。

2. 適用予定日

平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期末から適用

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「設備関係支払手形」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「設備関係支払手形」に表示していた1,783百万円は、「支払手形及び買掛金」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
商品及び製品	72百万円	794百万円
仕掛品	202	209
原材料及び貯蔵品	100	97

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	884百万円	916百万円

3 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
建物	9,743百万円 (7,069百万円)	9,315百万円 (6,719百万円)
構築物	2,028 (2,028)	1,847 (1,847)
土地	13,938	13,989
投資有価証券	33	37
投資不動産	7,060	6,700
計	32,855 (9,098)	31,889 (8,567)

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
短期借入金及び長期借入金	21,188百万円 (13,497百万円)	21,884百万円 (13,941百万円)
計	21,188 (13,497)	21,884 (13,941)

上記のうち、()内書は観光施設財団抵当並びに当該債務を示しております。

4 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
受取手形	60百万円	27百万円
支払手形	262	62

5 投資不動産(純額)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
建物	93百万円	87百万円
構築物	1	1
土地	8,461	8,089
計	8,556	8,179

6 投資不動産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資不動産の減価償却累計額	179百万円	185百万円

7 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号及び平成13年6月29日公布法律第94号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号及び平成11年3月31日公布政令第125号）第2条第5号に定める鑑定評価、及びその他の土地については第4号に定める地価税の計算により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

再評価実施日 平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	0百万円	0百万円

（連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(1)販売費

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
運賃諸掛	67百万円	60百万円
給与賃金	255	290
賞与引当金繰入額	29	51
広告宣伝費	421	492
減価償却費	22	23
誘客費	161	649

(2)一般管理費

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
給与賃金	162百万円	148百万円
賞与引当金繰入額	15	21

2 固定資産売却益の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
車両運搬具売却益	0百万円	2百万円

3 受取補償金

受取補償金は、福島第一原子力発電所の事故に起因した被害に伴う東京電力㈱からの補償金であります。

4 固定資産除却損の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
建物除却損	5百万円	2百万円
構築物除却損	9	5

5 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
茨城県北茨城市	旅館	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産	80
福島県いわき市、 茨城県北茨城市	賃貸不動産及び 遊休資産	投資不動産	1,627

当社グループは、事業用資産については事業部門及びエリア別の単位にて、賃貸不動産及び遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行なっております。

北茨城市の旅館業においては、経営環境の悪化が見込まれ、当面の間、営業再開を見合わせることにしたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額である減損損失（80百万円）を「災害による損失」として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物74百万円、機械装置及び運搬具1百万円、工具、器具及び備品1百万円、無形固定資産2百万円であります。

賃貸不動産及び遊休資産においては、近年の継続的な地価の下落に伴い、市場価格が帳簿価額に対して著しく下落したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,627百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地1,627百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額（ただし、重要性の低い物件は固定資産税評価額を基礎にした価額等）により算定しておりますが、他への転用または売却が困難な資産については、備忘価額により算定しております。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県いわき市、 広野町 茨城県北茨城市	賃貸不動産及び 遊休資産	投資不動産	367

当社グループは、事業用資産については事業部門及びエリア別の単位にて、賃貸不動産及び遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行なっております。

賃貸不動産及び遊休資産においては、近年の継続的な地価の下落に伴い、市場価格が帳簿価額に対して著しく下落したため、また、処分を検討しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（367百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地367百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額（ただし、重要性の低い物件は固定資産税評価額を基礎にした価額等）により算定しております。

6 . 災害による損失は、平成23年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震に伴うものであり、主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
原状回復費用	3,968百万円	32百万円
営業休止期間中の固定費	1,295	-
固定資産除却損	669	-
減損損失	80	-

なお、原状回復費用のうち災害損失引当金繰入額は、前連結会計年度が975百万円、当連結会計年度が32百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	223百万円	740百万円
組替調整額	0	-
税効果調整前	223	740
税効果額	29	239
その他有価証券評価差額金	193	501
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0	0
その他の包括利益合計	193	501

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	79,598	-	-	79,598
第1回A種優先株式(注)1	3,500	-	3,430	70
第1回B種優先株式(注)2	-	300	-	300
合計	83,098	300	3,430	79,968
自己株式				
普通株式(注)3	83	2	-	85
合計	83	2	-	85

(注) 1. 第1回A種優先株式の株式数の減少3,430千株は、株式併合によるものであります。

2. 第1回B種優先株式の増加300千株は、第三者割当による新株発行によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	79,598	-	-	79,598
第1回A種優先株式	70	-	-	70
第1回B種優先株式	300	-	-	300
合計	79,968	-	-	79,968
自己株式				
普通株式(注)	85	10	-	96
合計	85	10	-	96

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加10千株は、単元未満株式買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	A種優先株式 (注)1	119	利益剰余金	1,707.20	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	B種優先株式 (注)2	212	利益剰余金	708.04	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 1. A種優先株主に対する配当金の総額の内訳は、第93期累積未払優先配当金39百万円(1株当たり557.67円)、第94期累積未払優先配当金38百万円(1株当たり549.53円)、第95期A種優先配当金42百万円(1株当たり600円)です。なお、1株当たり配当金額は累積未払配当金及び利息を含みます。

2. B種優先株主に対する配当金の総額の内訳は、第94期累積未払優先配当金32百万円(1株当たり108.04円)、第95期B種優先配当金180百万円(1株当たり600円)です。なお、1株当たり配当金額は累積未払配当金及び利息を含みます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	9,406百万円	8,876百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	9,406	8,876

2. 減価償却費として表示しているもののほか、災害損失に含まれている減価償却費があり、合計額は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
減価償却費	674百万円	-百万円
災害損失に含まれている減価償却費	465	-
減価償却費 合計	1,140	-

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、観光事業における営業設備(「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」)及び運輸業における車両「機械装置及び運搬具」であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(平成24年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	249	157	30	61
工具、器具及び備品	33	30	-	2
合計	282	187	30	64

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成25年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	114	72	-	42
工具、器具及び備品	3	3	-	0
合計	117	75	-	42

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	22	13
1年超	45	31
合計	67	45
リース資産減損勘定の残高	8	-

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	45	23
リース資産減損勘定の取崩額	11	-
減価償却費相当額	42	21
支払利息相当額	2	1

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

重要な解約不能のオペレーティング・リース取引はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入並びに社債発行により資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建のものについては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金等の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、償還日は最長で決算日後7年であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建仕入債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、与信管理規程に沿って営業部門が期日及び残高等を管理し、取引先の財務状況等を定期的に把握し、リスク低減を図っております。デリバティブ取引については、信用度の高い国内の金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建仕入債務の為替変動リスクに対して、原則として為替予約取引を利用してヘッジしております。また、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、市場リスク管理方針に基づき、担当部門が決裁担当者の承認を得て行っており、管理については経理部門が行っております。また、取引実績については取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,406	9,406	-
(2) 投資有価証券	2,811	2,811	-
資産計	12,217	12,217	-
(3) 短期借入金	8,353	8,353	-
(4) 社債	1,670	1,676	6
(5) 長期借入金	23,521	23,448	73
負債計	33,545	33,478	67
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,876	8,876	-
(2) 投資有価証券	3,519	3,519	-
資産計	12,396	12,396	-
(3) 短期借入金	13,041	13,041	-
(4) 社債	986	988	2
(5) 長期借入金	19,518	19,465	52
負債計	33,545	33,495	50
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、並びに(5) 長期借入金

社債並びに長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

また、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象とされているもの（下記デリバティブ取引参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、上記の金額には1年内償還予定の社債、並びに1年内返済予定の長期借入金を、それぞれ含めて表示しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5) 参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
関係会社株式	884	916
非上場株式	508	508

関係会社株式及び非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年度3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金 預金	9,243	-	-	-
合計	9,243	-	-	-

当連結会計年度(平成25年度3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金 預金	8,640	-	-	-
合計	8,640	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,353	-	-	-	-	-
社債	684	643	343	-	-	-
長期借入金	5,199	4,161	5,173	842	7,486	658
リース債務	261	237	216	250	149	676
合計	14,498	5,042	5,733	1,093	7,636	1,334

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	13,041	-	-	-	-	-
社債	643	343	-	-	-	-
長期借入金	5,357	5,173	842	7,486	582	76
リース債務	299	275	310	207	177	657
合計	19,341	5,792	1,152	7,694	759	733

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,887	1,458	428
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,887	1,458	428
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	923	1,256	332
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	923	1,256	332
合計		2,811	2,715	95

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 508百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,785	1,775	1,009
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,785	1,775	1,009
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	733	907	173
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	733	907	173
合計		3,519	2,683	836

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 508百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	9,091	6,830	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支 払	長期借入金	6,830	5,181	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

当連結会計年度末現在、当社は、確定給付型企業年金制度（年金の共同委託契約の重複分を控除後の年金の数は1年金）を採用しており、連結子会社2社は、中小企業退職年金共済制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	885	895
(2) 年金資産(百万円)	733	863
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2) (百万円)	152	32
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	217	183
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	-	-
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) (百万円)	65	151
(7) 前払年金費用(百万円)	108	196
(8) 退職給付引当金(6) - (7) (百万円)	43	45

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
退職給付費用(百万円)	90	95
(1) 勤務費用(百万円)	65	70
(2) 利息費用(百万円)	15	8
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	9	10
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	19	26

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、(1)勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首2.0% 期末1.0%	1.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(ストック・オプション等関係)
 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	560百万円	747百万円
資産除去債務	139	141
賞与引当金	68	117
投資有価証券評価損	438	459
事業整理損失引当金	133	132
仮受金	264	-
災害損失引当金	369	-
未払金	77	62
減損損失	290	267
土地	826	825
未実現利益	111	111
繰越欠損金	3,842	3,158
その他	176	184
繰延税金資産小計	7,298	6,210
評価性引当金額	7,298	6,210
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
土地	2,587	2,467
資産除去債務	85	82
その他有価証券評価差額金	51	290
その他	38	69
繰延税金負債合計	2,762	2,910
繰延税金資産(負債)の純額	2,762	2,910

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	- 百万円	- 百万円
固定資産 - 繰延税金資産	-	-
流動負債 - 繰延税金負債	-	-
固定負債 - 繰延税金負債	2,762	2,910

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産に区分掲記しておりました「投資敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「その他」に含めることにいたしました。また、前連結会計年度において、繰延税金負債の「その他」に含めておりました「その他有価証券評価差額金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、繰延税金資産に区分掲記しておりました「投資敷金」3百万円は、「その他」176百万円に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、繰延税金負債の「その他」に表示しておりました90百万円は、「その他有価証券評価差額金」51百万円、「その他」38百万円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	税金等調整前当期純損失が計上されているため記載しておりません。	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.4
住民税均等割		0.5
評価性引当金額の増減		40.5
繰越欠損金の切捨による期末繰延税金資産の減額修正		11.2
連結固有の調整		7.6
税率変更による影響額		0.5
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		2.0

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

温泉管等埋設用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。また、一部建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	386百万円	393百万円
時の経過による調整額	6	6
その他増減額(は減少)	-	0
期末残高	393	399

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、福島県、茨城県等に、賃貸用土地(建物等を含む。)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸用不動産等に関する賃貸損益は54百万円であります。当連結会計年度における当該賃貸用不動産等に関する賃貸損益は70百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	10,190	8,556
期中増減額	1,634	377
期末残高	8,556	8,179
期末時価	7,267	7,430

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 前連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減損による1,627百万円であります。当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減損による367百万円であります。
3. 時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額(ただし、重要性の低い物件は固定資産税評価額を基礎にした価額等)により算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、観光事業を中心に事業展開しており、そのサービスは多種にわたっております。従って、その事業内容から、「観光事業」、「卸売業」、「製造関連事業」、「運輸業」を報告セグメントとしております。

「観光事業」はレジャー施設・ホテル等の運営及びその関連事業を行っており、「卸売業」は石炭・石油等の卸売、「製造関連事業」は機械・鋳物の製造、「運輸業」は運輸業及びその関連事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注1)
	観光事業	卸売業	製造関連 事業	運輸業	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	2,741	22,911	2,081	1,893	29,626	-	29,626
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1	374	-	78	454	454	-
計	2,742	23,285	2,081	1,971	30,081	454	29,626
セグメント利益 又は損失()	1,269	211	188	36	833	711	1,545
セグメント資産	30,396	1,452	2,154	1,100	35,103	22,559	57,662
その他の項目							
減価償却費	537	1	43	58	641	33	674
減損損失	80	-	-	-	80	1,627	1,707
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	2,672	-	52	11	2,736	1	2,737

- (注) 1. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。
2. 調整額は以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 711百万円には、セグメント間取引消去 5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 706百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整22,559百万円には、セグメント間取引消去 68百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産22,627百万円が含まれております。その主なものは余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、投資不動産及び管理部門に係る資産等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額33百万円は、管理部門に係る資産の減価償却費であります。
 - (4) 減損損失の調整額は、投資不動産に係るものであります。また、観光事業の減損損失80百万円は「災害による損失」として特別損失に計上しております。
 - (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 1百万円は、管理部門の設備投資額であります。
3. 減価償却費には長期前払費用の償却費が含まれております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注1)
	観光事業	卸売業	製造関連 事業	運輸業	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	11,616	31,465	1,629	2,064	46,776	-	46,776
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3	541	-	79	624	624	-
計	11,619	32,007	1,629	2,144	47,400	624	46,776
セグメント利益	1,813	276	96	66	2,252	611	1,641
セグメント資産	30,230	3,035	1,938	1,126	36,330	23,107	59,437
その他の項目							
減価償却費	1,219	2	46	62	1,330	32	1,362
減損損失	-	-	-	-	-	367	367
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,039	5	56	94	1,195	1	1,197

- (注) 1. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
2. 調整額は以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額 611百万円には、セグメント間取引消去 1百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 610百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整23,107百万円には、セグメント間取引消去 74百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産23,181百万円が含まれております。その主なものは余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、投資不動産及び管理部門に係る資産等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額32百万円は、管理部門に係る資産の減価償却費であります。
 - (4) 減損損失の調整額は、投資不動産に係るものであります。
 - (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 1百万円は、管理部門の設備投資額であります。
3. 減価償却費には長期前払費用の償却費が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
常磐共同火力(株)	17,383	卸売業
東北電力(株)	2,963	卸売業

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
常磐共同火力(株)	20,860	卸売業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ジェイ・ケイ・レストランサービス	福島県 いわき市	10	-	(所有) 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	544
	㈱クレストヒルズ	福島県 いわき市	10	-	(所有) 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	403
	㈱クレストコーポレーション	東京都 中央区	20	-	(所有) 直接 95.0	資金の援助	資金の貸付	-	長期貸付金	622

- (注) 1. 上記3社は、休眠会社であります。
 2. 貸付金につきましては、無利息としております。
 3. 貸付金の全額に対し、貸倒引当金を計上しております。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ジェイ・ケイ・レストランサービス	福島県 いわき市	10	-	(所有) 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	544
	㈱クレストヒルズ	福島県 いわき市	10	-	(所有) 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	403
	㈱ホテルクレスト札幌	福島県 いわき市	80	-	(所有) 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)4	20	長期貸付金	515
	㈱クレストコーポレーション	東京都 中央区	20	-	(所有) 直接 95.0	資金の援助	資金の貸付	-	長期貸付金	622

- (注) 1. 上記4社は、休眠会社であります。
 2. 貸付金につきましては、無利息としております。
 3. 貸付金の全額に対し、貸倒引当金を計上しております。
 4. 未収入金より振替えたものであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	70.94円	106.70円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ()	112.52円	29.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	- 円	20.97円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	9,462	12,536
純資産の部から控除する金額(百万円)	3,822	4,053
(うち優先株式の払込金額)	(3,700)	(3,700)
(うち優先株式の未払累積配当額)	(103)	(331)
(うち少数株主持分)	(18)	(21)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	5,640	8,482
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	79,513	79,502

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ()		
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	8,853	2,577
普通株主に帰属しない金額(百万円)	68	228
(うち優先配当額)	(68)	(228)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	8,922	2,349
期中平均株式数(千株)	79,297	79,509
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	228
(うち優先配当額)	(-)	(228)
普通株式増加額(千株)	-	43,419
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回A種優先株式(70千株) 第1回B種優先株式(300千株) 概要は、「第4 提出会社の状況、1 株式の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
常磐興産(株)	第12回無担保社債	平成18年9月29日	253 (154)	99 (99)	1.41	なし	平成25年9月30日
常磐興産(株)	第14回無担保社債	平成19年3月30日	210 (98)	112 (112)	1.48	なし	平成26年3月31日
常磐興産(株)	第15回無担保社債	平成21年2月27日	178 (89)	89 (89)	1.02	なし	平成26年2月28日
常磐興産(株)	第16回無担保社債	平成22年3月29日	720 (240)	480 (240)	0.87	なし	平成27年3月27日
常磐興産(株)	第17回無担保社債	平成22年3月29日	309 (103)	206 (103)	0.74	なし	平成27年3月27日
合計	-	-	1,670 (684)	986 (643)	-	-	-

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
643	343	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,353	13,041	1.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	5,199	5,357	2.0	-
1年以内に返済予定のリース債務	261	299	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	18,322	14,160	2.0	平成26年～30年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,531	1,628	-	平成26年～32年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	33,668	34,487	-	-

(注) 1. 平均利率は、当期末の残高及び利率を用いて算定した加重平均利率であります。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	5,173	842	7,486	582
リース債務	275	310	207	177

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	9,321	24,083	36,097	46,776
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	205	1,337	2,477	2,633
四半期(当期)純利益金額(百万円)	190	1,290	2,389	2,577
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1.68	14.79	27.89	29.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	1.68	13.12	13.10	1.66

その他の事象

当社及び連結子会社常磐興産ピーシー(株)は、国土交通省及び福島県が発注するプレストレスト・コンクリート橋梁工事について、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為が行われていたとして当社は平成17年4月25付で課徴金納付命令を、常磐興産ピーシー(株)は平成16年10月15日付で排除勧告を受けましたが、平成22年9月21日付で独占禁止法違反との審決を受け、同年10月22日に審決が確定しました。

これに伴う課徴金は納付済であります。国土交通省関東整備局より当社は平成25年5月10日付で、常磐興産ピーシー(株)は同年5月17日付で、また福島県より当社及び常磐興産ピーシー(株)は同年5月20日付にてそれぞれ独禁法違反に基づく不法行為及び契約違反による民事上の損害賠償の請求を受けました。この請求に対し、当社及び常磐興産ピーシー(株)は受注工事分に係る損害賠償につき、国土交通省関東整備局に対し同年5月31日に、福島県に対し同年6月13日にそれぞれ支払いました。

当社グループは、過年度において当社グループ受注工事に係る本件違約金等相当額を特別損失として引当計上しており、本件の業績に与える影響は軽微であります。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,030	7,715
受取手形	6 178	6 105
売掛金	1,494	2,496
商品	27	737
貯蔵品	27	45
前払費用	90	114
未収入金	334	714
短期貸付金	3 2,371	3 2,271
その他	2	22
貸倒引当金	993	956
流動資産合計	11,564	13,267
固定資産		
有形固定資産		
建物	23,965	24,738
減価償却累計額	12,673	13,295
建物(純額)	11,292	11,443
構築物	7,755	7,736
減価償却累計額	4,602	4,846
構築物(純額)	3,153	2,889
機械及び装置	1,905	1,914
減価償却累計額	1,444	1,478
機械及び装置(純額)	461	436
車両運搬具	48	51
減価償却累計額	39	43
車両運搬具(純額)	8	7
工具、器具及び備品	1,010	985
減価償却累計額	918	892
工具、器具及び備品(純額)	91	93
土地	13,739	13,739
リース資産	1,509	1,610
減価償却累計額	124	272
リース資産(純額)	1,385	1,338
建設仮勘定	-	2
有形固定資産合計	1, 8 30,131	1, 8 29,950
無形固定資産		
借地権	8	8
ソフトウェア	30	17
電話加入権	6	6
リース資産	51	36
無形固定資産合計	97	68

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	3,224	3,928
関係会社株式	682	682
長期貸付金	6	3
役員及び従業員に対する長期貸付金	0	-
関係会社長期貸付金	2,064	2,084
投資不動産(純額)	8,456	8,079
差入保証金	24	54
長期前払費用	105	94
その他	421	465
貸倒引当金	2,070	2,087
投資その他の資産合計	12,915	13,305
固定資産合計	43,144	43,324
繰延資産		
社債発行費	39	21
繰延資産合計	39	21
資産合計	54,748	56,613
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,961	491
買掛金	1,589	2,489
短期借入金	8,276	12,895
1年内返済予定の長期借入金	5,130	5,292
1年内償還予定の社債	684	643
リース債務	184	214
未払金	1,015	1,137
未払費用	251	301
未払法人税等	20	104
前受金	28	707
預り金	123	146
賞与引当金	116	253
災害損失引当金	975	-
仮受金	700	-
流動負債合計	21,058	24,676
固定負債		
社債	986	343
長期借入金	18,221	14,124
リース債務	1,309	1,368
長期預り保証金	1,252	1,160
長期未払金	225	217
繰延税金負債	2,795	2,943
環境対策引当金	12	1
資産除去債務	381	388
固定負債合計	25,185	20,546
負債合計	46,244	45,223

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,141	2,141
資本剰余金		
資本準備金	1,500	1,500
その他資本剰余金	12,008	4,846
資本剰余金合計	13,508	6,346
利益剰余金		
利益準備金	51	-
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,213	2,387
利益剰余金合計	7,162	2,387
自己株式	11	13
株主資本合計	8,475	10,862
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31	530
土地再評価差額金	8 2	8 2
評価・換算差額等合計	28	527
純資産合計	8,504	11,390
負債純資産合計	54,748	56,613

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高		
観光事業部門売上高	2,421	11,017
ゴルフ事業部門売上高	320	601
商品売上高	23,247	31,828
売上高合計	25,990	43,448
売上原価		
観光事業部門売上原価	2,747	7,696
ゴルフ事業部門売上原価	386	503
商品売上原価	22,908	31,397
売上原価合計	26,041	39,597
売上総利益又は売上総損失 ()	51	3,850
販売費及び一般管理費		
販売費	985	1,760
一般管理費	707	611
販売費及び一般管理費合計	1,692	2,372
営業利益又は営業損失 ()	1,743	1,478
営業外収益		
受取利息	3 14	3 13
受取配当金	3 81	3 83
不動産賃貸料	128	146
その他	11	55
営業外収益合計	235	298
営業外費用		
支払利息	572	605
株式交付費	137	-
不動産賃貸費用	76	79
その他	160	91
営業外費用合計	946	776
経常利益又は経常損失 ()	2,455	1,000
特別利益		
投資有価証券売却益	0	-
投資不動産売却益	14	3
復興補助金	-	1,209
受取補償金	-	4 622
施設提供料	141	-
その他	25	0
特別利益合計	182	1,835
特別損失		
固定資産除却損	2 18	2 11
減損損失	5 1,627	5 367
投資有価証券評価損	23	34
災害による損失	5, 6 6,078	6 32
その他	59	1
特別損失合計	7,807	447
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	10,080	2,388
法人税、住民税及び事業税	8	91
法人税等調整額	1,003	90
法人税等合計	994	0
当期純利益又は当期純損失 ()	9,086	2,387

【売上原価、製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
観光事業部門					
材料費		516	18.8	2,489	32.3
(内、売上商品原価)		(234)		(1,376)	
労務費		723	26.3	2,224	28.9
(内、退職手当額)		(54)		(105)	
経費		1,530	55.7	3,078	40.0
内部振替高控除		23	0.8	95	1.2
観光事業部門売上原価		2,747	100.0	7,696	100.0
ゴルフ事業部門					
材料費		28	7.5	48	9.6
労務費		107	27.7	172	34.3
(内、退職手当額)		(8)		(9)	
経費		250	64.8	282	56.1
ゴルフ事業部門売上原価		386	100.0	503	100.0

(注) 内部振替高控除は企業内部取引高であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	11,183	2,141
当期変動額		
新株の発行	1,500	-
資本金から剰余金への振替	10,542	-
当期変動額合計	9,042	-
当期末残高	2,141	2,141
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,458	1,500
当期変動額		
新株の発行	1,500	-
準備金から剰余金への振替	1,458	-
当期変動額合計	41	-
当期末残高	1,500	1,500
その他資本剰余金		
当期首残高	7	12,008
当期変動額		
欠損填補	-	7,162
資本金から剰余金への振替	10,542	-
準備金から剰余金への振替	1,458	-
当期変動額合計	12,000	7,162
当期末残高	12,008	4,846
資本剰余金合計		
当期首残高	1,466	13,508
当期変動額		
欠損填補	-	7,162
新株の発行	1,500	-
資本金から剰余金への振替	10,542	-
当期変動額合計	12,042	7,162
当期末残高	13,508	6,346

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	51	51
当期変動額		
利益準備金の取崩	-	51
当期変動額合計	-	51
当期末残高	51	-
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,872	7,213
当期変動額		
欠損填補	-	7,162
利益準備金の取崩	-	51
当期純利益又は当期純損失()	9,086	2,387
当期変動額合計	9,086	9,601
当期末残高	7,213	2,387
利益剰余金合計		
当期首残高	1,924	7,162
当期変動額		
欠損填補	-	7,162
当期純利益又は当期純損失()	9,086	2,387
当期変動額合計	9,086	9,549
当期末残高	7,162	2,387
自己株式		
当期首残高	11	11
当期変動額		
自己株式の取得	0	1
当期変動額合計	0	1
当期末残高	11	13
株主資本合計		
当期首残高	14,561	8,475
当期変動額		
新株の発行	3,000	-
当期純利益又は当期純損失()	9,086	2,387
自己株式の取得	0	1
当期変動額合計	6,086	2,386
当期末残高	8,475	10,862
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	166	31
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	197	499
当期変動額合計	197	499
当期末残高	31	530

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
土地再評価差額金		
当期首残高	2	2
当期末残高	2	2
評価・換算差額等合計		
当期首残高	168	28
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	197	499
当期変動額合計	197	499
当期末残高	28	527
純資産合計		
当期首残高	14,393	8,504
当期変動額		
新株の発行	3,000	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,086	2,387
自己株式の取得	0	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	197	499
当期変動額合計	5,889	2,885
当期末残高	8,504	11,390

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 売店商品・貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 卸売商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 9～65年

機械装置及び装置 8～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 災害損失引当金

平成23年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震により被災した資産の復旧等に要する損失に備えるため、当事業年度における見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超過するため資産の部に前払年金費用を計上しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・変動金利借入金

b. ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建営業債権債務

(3) ヘッジ方針

主に、当社の内規である「市場リスク管理方針」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「設備関係支払手形」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「支払手形」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「設備関係支払手形」に表示していた1,783百万円は、「支払手形」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	9,659百万円 (7,069百万円)	9,225百万円 (6,719百万円)
構築物	2,028 (2,028)	1,847 (1,847)
土地	13,350	13,350
投資不動産	6,977	6,617
計	32,015 (9,098)	31,040 (8,567)

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
短期借入金、一年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金	21,060百万円 (13,497百万円)	21,744百万円 (13,941百万円)
計	21,060 (13,497)	21,744 (13,941)

上記のうち、()内書は観光施設財団抵当並びに当該債務を示しております。

2 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し保証債務を行っております。

保証債務

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(株)常磐製作所	164百万円	147百万円
計	164	147

3 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
短期貸付金	2,371百万円	2,271百万円

4 投資不動産(純額)の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	92百万円	86百万円
構築物	1	1
土地	8,362	7,991
計	8,456	8,079

5 投資不動産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
投資不動産の減価償却累計額	163百万円	169百万円

6 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形	18百万円	16百万円
支払手形	247	49

7 前事業年度の仮受金700百万円は、補助金の概算払受取額であります。

8 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号及び平成13年6月29日公布法律第94号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号及び平成11年3月31日公布政令第125号）第2条第5号に定める鑑定評価、及びその他の土地については第4号に定める地価税の計算により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

再評価実施日 平成14年3月31日

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	0百万円	0百万円

9 配当制限

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金のうち11,836百万円については、財務制限条項がついており、特定の条件に抵触した場合、借入人及び貸付人は契約の終了を猶予するための協議を行うことになっております。当該条件のうち配当支払に関するものは以下のとおりであります。

- (1)各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を50億円以上に維持すること。
- (2)各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を50億円以上に維持すること。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(1)販売費

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
給与賃金	178百万円	215百万円
賞与引当金繰入額	20	42
広告宣伝費	420	491
減価償却費	16	16
誘客費	127	649

(2)一般管理費

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
役員報酬	97百万円	84百万円
給与賃金	115	106
賞与引当金繰入額	12	18
減価償却費	42	21

2 固定資産除却損の主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物除却損	5百万円	2百万円
構築物除却損	9	5

3 関係会社との取引に係るものは次のとおりであります。

営業外収益

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
受取利息	14百万円	12百万円
受取配当金	3	3

4 受取補償金

受取補償金は、福島第一原子力発電所の事故に起因した被害に伴う東京電力(株)からの補償金であります。

5 減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
茨城県北茨城市	旅館	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、土地、借地権	115
福島県いわき市、 茨城県北茨城市	賃貸不動産及び 遊休資産	投資不動産	1,627

当社は、事業用資産については事業部門及びエリア別の単位にて、賃貸不動産及び遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

北茨城市の旅館業においては、経営環境の悪化が見込まれ、当面の間、営業再開を見合わせることにしたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額である減損損失（115百万円）を「災害による損失」として特別損失に計上しております。その内訳は、建物85百万円、構築物11百万円、機械及び装置1百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地7百万円、借地権8百万円であります。

賃貸不動産及び遊休資産においては、近年の継続的な地価の下落に伴い、市場価格が帳簿価額に対して著しく下落したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,627百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地1,627百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額（ただし、重要性の低い物件は固定資産税評価額を基礎にした価額等）により算定しておりますが、他への転用または売却が困難な資産については、備忘価額により算定しております。

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県いわき市、 広野町 茨城県北茨城市	賃貸不動産及び 遊休資産	投資不動産	367

当社は、事業用資産については事業部門及びエリア別の単位にて、賃貸不動産及び遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

賃貸不動産及び遊休資産においては、近年の継続的な地価の下落に伴い、市場価格が帳簿価額に対して著しく下落したため、また、処分を検討しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（367百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地367百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額（ただし、重要性の低い物件は固定資産税評価額を基礎にした価額等）により算定しております。

6 . 災害による損失は、平成23年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震に伴うものであり、主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
原状回復費用	3,967百万円	32百万円
営業休止期間中の固定費	1,303	-
固定資産除却損	669	-
減損損失	115	-

なお、原状回復費用のうち災害損失引当金繰入額は、前事業年度が973百万円、当事業年度が32百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	83	2	-	85
合計	83	2	-	85

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	85	10	-	96
合計	85	10	-	96

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、観光事業における営業設備(「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	15	14	1
合計	15	14	1

(単位：百万円)

	当事業年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3	3	0
合計	3	3	0

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	1	0
1年超	0	-
合計	1	0

(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	2	1
減価償却費相当額	2	1
支払利息相当額	0	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

重要な解約不能のオペレーティング・リース取引はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式581百万円、関連会社株式101百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式581百万円、関連会社株式101百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,076百万円	1,077百万円
土地	822	821
資産除去債務	135	137
賞与引当金	43	95
未払金	62	53
投資有価証券評価損	725	719
仮受金	264	-
災害損失引当金	368	-
減損損失	174	167
繰越欠損金	3,491	2,916
その他有価証券評価差額金	17	14
その他	87	101
繰延税金資産小計	7,271	6,104
評価性引当金額	7,271	6,104
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
土地	2,587	2,467
子会社株式	41	41
資産除去債務	85	82
その他有価証券差額金	43	282
その他	38	69
繰延税金負債合計	2,795	2,943
繰延税金資産(負債)の純額	2,795	2,943

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産に区分掲記しておりました「投資敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「その他」に含めることにいたしました。また、前事業年度において、繰延税金負債の「その他」に含めておりました「その他有価証券評価差額金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。この結果、前事業年度において、繰延税金資産に区分掲記しておりました「投資敷金」3百万円は、「その他」87百万円に含めて表示しております。また、前事業年度において、繰延税金負債の「その他」に表示しておりました82百万円は、「その他有価証券評価差額金」43百万円、「その他」38百万円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失が計上されているため記載していません。	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.4
住民税均等割		0.4
評価性引当金額の増減		47.9
税率変更による影響額		0.5
繰越欠損金の切捨による期末繰延税金資産の減額修正		9.0
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		0.0

(企業結合等関係)

当事業年度

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

温泉管等埋設用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。また、一部建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	375百万円	381百万円
時の経過による調整額	6	6
期末残高	381	388

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	59.12円	92.55円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	115.45円	27.16円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	19.43円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	8,504	11,390
純資産の部から控除する金額(百万円)	3,803	4,031
(うち優先株式の払込金額)	(3,700)	(3,700)
(うち優先株式の未払累積配当額)	(103)	(331)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,700	7,358
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	79,513	79,502

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	9,086	2,387
普通株主に帰属しない金額(百万円)	68	228
(うち優先配当額)	(68)	(228)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(百万円)	9,154	2,159
期中平均株式数(千株)	79,297	79,509
潜在株式調整後1株当り当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	228
(うち優先株配当額)	(-)	(228)
普通株式増加数(千株)	-	43,419
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回A種優先株式(70千株) 第1回B種優先株式(300千株) 概要は、「第4 提出会社の状況、1 株式の状況、(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)みずほフィナンシャルグループ	664
		太平洋セメント(株)	453
		マックス(株)	429
		常磐共同火力(株)	351
		(株)七十七銀行	303
		常磐開発(株)	295
		(株)常陽銀行	248
		(株)東邦銀行	221
		東京建物(株)	151
		(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	122
		サッポロホールディングス(株)	107
		富士急行(株)	88
		(株)秋田銀行	63
		古河機械金属(株)	56
		王子ホールディングス(株)	55
		堺化学工業(株)	49
		(株)みずほフィナンシャルグループ 優先株式	48
		オカモト(株)	39
		東亜建設工業(株)	34
		西松建設(株)	23
その他の株式(23銘柄)	120		
合計		12,285,201	3,928

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建物	23,965	816	43	24,738	13,295	662	11,443
構築物	7,755	31	51	7,736	4,846	290	2,889
機械及び装置	1,905	35	26	1,914	1,478	58	436
車両運搬具	48	2	-	51	43	4	7
工具、器具及び備品	1,010	29	54	985	892	27	93
土地	13,739	-	-	13,739	-	-	13,739
リース資産	1,509	130	29	1,610	272	174	1,338
建設仮勘定	-	964	961	2	-	-	2
有形固定資産計	49,934	2,010	1,166	50,778	20,828	1,218	29,950
無形固定資産							
借地権	8	-	-	8	-	-	8
ソフトウェア	73	-	27	45	28	13	17
電話加入権	6	-	-	6	-	-	6
リース資産	75	-	-	75	38	15	36
無形固定資産計	163	-	27	136	67	28	68
投資不動産							
建物	239	-	0	239	152	5	86
構築物	18	-	-	18	16	0	1
土地	8,362	-	371 (367)	7,991	-	-	7,991
投資不動産計	8,620	-	371 (367)	8,248	169	5	8,079
長期前払費用	267	-	1	266	171	10	94
繰延資産							
社債発行費	100	-	29	71	49	17	21
繰延資産計	100	-	29	71	49	17	21

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

建物	東1号館耐震補強工事	260百万円
	南1号館機能回復工事	249
	エントランス館増築工事	155
	アミューズメント館休憩所増築工事	125

3. 当期減少額の主なものは、次のとおりであります。

投資不動産 (土地)	福島県(いわき市、広野町)・茨城県(北茨城市) 土地減損	367百万円
---------------	---------------------------------	--------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3,063	-	-	20	3,043
賞与引当金	116	253	116	-	253
災害損失引当金	975	32	1,007	-	-
環境対策引当金	12	-	11	-	1

(注) 1.貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替額及び債権の回収額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成25年3月31日現在における主な資産・負債の内容は次のとおりであります。

流動資産

(1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	230
預金の種類	
当座預金	2
普通預金	7,483
合計	7,715

(2) 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
常盤開発(株)	66
東亜建設工業(株)	24
大成建設(株)	11
(株)東亜エージェンシー	3
常盤共同印刷(株)	0
合計	105

(ロ) 期日別内訳

区分	計	25年4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
受取手形(百万円)	105	28	29	8	39	-	-
受取手形割引高(百万円)	-	-	-	-	-	-	-
差引手許有高(百万円)	105	28	29	8	39	-	-

(3) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
東京電力(株)	933
常磐共同火力(株)	333
東北電力(株)	204
住友大阪セメント(株)	197
(株)東亜エージェンシー	163
その他	663
合計	2,496

(ロ) 売掛金発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D)
					2
					(B)
					365
1,494	40,639	39,638	2,496	94.1	18

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(4) 商品

品名	金額(百万円)
石炭商品(燃料商事事業部門)	687
売店商品(観光事業部門)	50
合計	737

(5) 貯蔵品

区分	金額(百万円)
飲食材料・事業用品・重油(観光事業部門)	45
合計	45

(6) 短期貸付金

相手先	金額(百万円)
常磐興産ピーシー(株)	1,410
(株)常磐製作所	600
常磐港運(株)	209
(株)ジェイ・ケイ・インフォメーション	52
合計	2,271

固定資産

(1)投資不動産

区分	金額(百万円)
建物	86
構築物	1
土地	7,991
合計	8,079

流動負債

(1)支払手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
常磐開発(株)	242
J F E 商事鉄鋼建材(株)	126
(株)磯上商事	52
太三機工(株)	27
大成建設(株)	10
その他	32
合計	491

(ロ)期日別内訳

金額(百万円)	期日別内訳					
	25年4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
491	287	49	1	153	-	-

(2)買掛金

相手先	金額(百万円)
NOBLE ENERGY INC.	644
(株)商船三井	192
出光興産(株)	120
NSユナイテッド海運(株)	44
JFE商事鉄鋼建材(株)	38
その他	1,449
合計	2,489

(3)短期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	3,548
みずほ信託銀行(株)	2,591
(株)常陽銀行	2,253
(株)東邦銀行	1,144
(株)三井住友銀行	1,088
その他	2,270
合計	12,895
一年以内に返済予定の長期借入金 (固定負債(1)長期借入金 参照)	5,292

固定負債

(1)長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	4,968 (891)
(株)三菱東京UFJ銀行	3,413 (1,151)
(株)日本政策投資銀行	2,337 (1,052)
みずほ信託銀行(株)	1,674 (674)
(株)東邦銀行	1,229 (272)
その他	5,795 (1,251)
合計	19,417 (5,292)

(注) 1. 括弧内金額は内数で貸借対照表日の翌日から一年以内に返済予定のものであるため、流動負債として貸借対照表に表示しております。

2. シンジケートローンによる借入金額も含めております。

(2)繰延税金負債

区分	金額(百万円)
土地	2,467
子会社株式	41
資産除去債務	82
其他有価証券差額金	282
其他	69
計	2,943

(3)【その他】

当社は、国土交通省及び福島県が発注するプレストレスト・コンクリート橋梁工事について、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為が行われていたとして平成17年4月25付で課徴金納付命令を受けましたが、平成22年9月21日付で独占禁止法違反との審決を受け、同年10月22日に審決が確定しました。

これに伴う課徴金は納付済であります。国土交通省関東整備局より平成25年5月10日付で、また福島県より同年5月20日付にてそれぞれ独禁法違反に基づく不法行為及び契約違反による民事上の損害賠償の請求を受けました。この請求に対し、当社は受注工事分に係る損害賠償につき、国土交通省関東整備局に対し同年5月31日に、福島県に対し同年6月13日にそれぞれ支払いました。

当社グループは、過年度において当社グループの受注工事に係る本件違約金等相当額を特別損失として引当計上しており、本件の業績に与える影響は軽微であります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで				
定時株主総会	6月中				
基準日	3月31日				
剰余金の配当の基準日	9月30日・3月31日				
1単元の株式数	1,000株				
単元未満株式の買取り					
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部				
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社				
取次所					
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額				
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、自己その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおり。 http://www.joban-kosan.com/				
株主に対する特典	3月31日・9月30日				
株主優待の確定日	自 7月1日 至 6月30日・自 1月1日 至 12月31日				
有効期間					
優待方法及び割当方法	所有株式数	スパリゾートハワイアンズ株主 入場ご優待券	スパリゾートハワイアンズ・ウ イルポート・モノリス タワー・山海館共通株主 ご宿泊割引券	スパリゾートハワイアンズ・ クレストヒルズ ゴルフ倶楽部共 通お食事割引券	クレストヒルズ ゴルフ倶楽部施 設利用割引券
	1,000株以上	3枚	1枚	1枚	1枚
	5,000株以上	4枚	2枚	2枚	2枚
	10,000株以上	6枚	4枚	4枚	4枚
	100,000株以上	8枚	5枚	5枚	5枚
	利用施設	スプリングパーク・ウォータ ーパーク・江戸情 話与市・スパ ガーデンパレオ	ホテルハワイア ンズ・ウイ ルポート・モノ リスタワー・山海 館	スパリゾートハ ワイアンズ・ クレストヒルズ ゴルフ倶楽部	クレストヒルズ ゴルフ倶楽部
特典	入場無料	特別料金にてご 宿泊	食事料金10%割 引	特別料金にて利 用	

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第94期)(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年6月29日東北財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第95期第1四半期)(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)平成24年8月10日東北財務局長に提出。

(第95期第2四半期)(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)平成24年11月13日東北財務局長に提出。

(第95期第3四半期)(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)平成25年2月13日東北財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成24年7月2日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会の議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

平成24年12月7日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書であります。

平成25年3月25日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書であります。

平成25年5月14日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月27日

常磐興産株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 出口 賢二 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている常磐興産株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、常磐興産株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、常磐興産株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、常磐興産株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月27日

常磐興産株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 出口 賢二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている常磐興産株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、常磐興産株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。